



0
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
1
2
3
4

始





我國體の萬國に冠絶せる所以



233
206

我大日本帝國の國體は宇内に冠絶せること勿論であるが唯漠然と之を高潮したのみでは萬人をして十分満足せしむることが出來ない、必ずや我建國の大理想、歷朝御統治の史實を究め是を西洋諸國の建國、其後の治亂興亡に比較し以て我國體の萬邦無比なる所以、吾人國民の自重自奮すべき因由を會得せなければならぬ。

本書は重點を之に置き一部職員に作業せしめたるものにして行文未だ推敲の餘地あるも概ね其要求に合しあるものと認め茲に精神教育の参考第二輯として印刷配布す。

昭和三年八月

教育總監部本部長 岸本鹿太郎

目 次

緒 言

第一編 宏遠悠久なる神國の肇造

第一章 建國精神の神髓

五

第二章 建國の由來

一

第一節 天孫の降臨

一

第二節 神武天皇の天業恢弘

四

第三節 我が古典の權威

八

第三章 理想國家

三

第四章 世界四大舊國の根本國性

三一

第二編 國體の本義たる萬世一系の皇統

第一章 王道一貫

四一

第一編 神人合一	四一
第二節 天津日嗣	四七
第三節 民族の本宗	五二
第四節 列聖の仁徳	五四
第二編 國民道德の根本要素	
第一章 祖先尊崇	八七
第二章 家族制度	九八
第三章 忠孝一本	一〇八
第三編 國體	
第一章 世界新興國の國體	六一
第二章 世界新興國の國體	八七
第三章 緒言	一一九

緒 言

我國體の萬國に冠絶せる所以は一言以て之を蓋へば「萬世一系の天皇治す國」たるに在る、而して教育勅語第一段に

「我が皇祖皇宗國を肇むること宏遠に徳を樹つること深厚なり我が臣民克く忠に克く孝に億兆心を一にして世々厥の美を濟せるは此れ我が國體の精華にして教育の淵源亦實に此に存す」と詔へるは仍ち皇統の萬世一系なる所以を敷衍し給ひしものと拜察せらるるのである。

國體なる語は明治元年八月「奥羽士民に諭告」の詔に

「近時宇内の形勢日に開け月に盛なり此際に方て政權一途人心一定するに非れば何を以て國體を持し紀綱を振はんや」

と詔ひ、又明治十五年一月陸海軍人に賜りたる勅諭には

「且は我が國體に戻り且は我祖宗の御制に背き奉り淺間しき次第なりき」と仰せられてゐる。

古くは出雲國造神賀詞の中に國體なる語あり「クニガタ」と讀む、而して本居宣長は之を「皇國の皇威」と訓ませてゐる、我が國定教科書にも國體とは國柄なりと記せり。近代に至りて國體の語義を學理的に解釋するもの益々多きも德富蘇峰著國民小訓に「國體とは國の個性、特色、本色、而して主權の體様なり」とあるは平易にして要を得たるものと云ひ得る、曾て文部省が教育勅語を英譯せる時國

體なる語を The fundamental character of Our Empire と譯せり。

漢書に「儒林之官、四海淵源、^{ナリ}宣下皆明^{ニシ}於古今、^ヲ溫^{タツキテ}古知^レ新、通達^ス中國體、故謂^ニ之博士、否則學者無^シ述焉」即ち儒官の本分は古今の歴史を明かにし國體に通達するに在る故に之を博士^ト云ふのである、若し國體に通達しない者があつたなら其の説は後進の士之を祖述すべからず、と謂へるは甚だ我が意を得たるものであると言はねばならぬ。

次に我が國體の特色は教育勅語に依り明白であるが尙之を種々に敷衍解説してゐる、仍ち萬世一系の皇統たることを根本と爲し其他を建國の悠久、君先民後、君民一家、君民一德、君國一體と爲し、或は國體政體の分離、皇室は國民に先ちて存す、祖先崇拜、家族制度、君臣の分明かなり、及び國民の統一制に分類する等人に依り多少の差異がある、右の内にて祖先崇拜等は國民道德に屬するのであるが素と國民道德は國體と密接不離の關係を有し其主要なるものは國體の特色に胚胎す、故に教育勅語第一段亦我國體及國民道德の主體を詔ひたるものと拜し得るのである。

抑々我國體論は古來汗牛充棟も音ならぬものがある、特に「我國體の萬國に冠絶せる所以」の如きは重大廣汎なる問題であつて之を充分に講述せむが爲めには該博なる知識と深奥なる思索とを要すると共に、短日月と小冊子を以て克く爲し得る所に非ざるのである。

然し本書は教育勅語第一段を國史を經とし宗教、倫理、哲學、社會學國家學を緯となして充分に演繹敷衍し、加ふるに古今東西主要國家の國體國性を列記して比較對照に便し、以て我國體の神髓・明徴するに努めたのである。

教育勅語第一段は之を

- 第一 我か皇祖皇宗國を肇むること宏遠
 - 第二 我か皇祖皇宗德を樹つること深厚
 - 第三 我か臣民克く忠に克く孝に億兆心を一にして世々厥の美を濟す
- の三要點に分ち得るを以て此各條に一編を宛てたり、而して章節に至りては記述の長短要領に従ひ適宜分類したものであつて國體の特色を逐次羅列せしものに非らざることを茲に斷つて置く、又斯く三編に分類せりと雖も各編は自ら相關連しあること勿論にして獨立せるものでは無いのである。

第一編 宏遠悠久なる神國の肇造

第一章 建國精神の神體

一、天照大御神の神勅

葦原千五百秋之瑞穗ノ國ヘ是レ我子孫之可レ王タル之地也、宜ニ爾皇孫就而治一矣、行矣、
寶祚ノ隆當與ニ天壤一無カム窮者也（日本書紀）

此炳として日星の如き神勅を以て萬世一系の皇基金甌無缺の國體は天壤と窮り無き基礎の上に確立したのである。

明治天皇の欽定し給へる帝國憲法は其第一條に

「大日本帝國ハ萬世一系ノ 天皇之ヲ統治ス」

と神勅の義を明記せられてある。帝國憲法義解に曰く

「統治は大位にあり大權を統べて國土及臣民を治むるなり、古典に天祖の勅を擧げて瑞穗國是吾子孫可王之地宜爾皇孫就而治焉と云へり、又神祖を稱へ奉りて始御國天皇と謂へり、日本武尊の言に吾者纏向の日代宮に坐して大八島國知ろしめす大帶日子游斯呂和氣天皇の御子とあり、文武天皇即位の詔に天皇が御子のあれまさむ彌繼々に大八島國知らさむ次このたまひ又天下を調へたまひ平けたまひ公民を惠みたまひ撫でたまはむと宣へり。世々の天皇皆此の義を以て傳國の大訓とし給は

ざるは無く其の後御ニ大八州ニ天皇と謂ふを以て詔書の例とはなされたり、所謂「しらす」とは即ち統治の義に外ならず」と。

神勅の内容を拜するに之を三段に別つことが出来る、第一は「吾子孫可王之地也」、第二は「就而治焉」、第三は「寶祚之隆興天壤無窮」之である。

第一に依つて我國體の淵源神髓、我國家の中心生命たる所の主權皇位にあり皇位は萬世一系の皇統に倚るべき事を示されてある。

第二には天皇の御政治を述べて「シラス」(治焉)と申されて居る、「シラス」は「知らす」にして正義仁德を以て民を治むることである、王道の政治である、至誠を以て統治の根本となし給ふことである。

而して第三に於て皇統の天壤無窮を祝福し給ふたのである。
仍ち神勅は天祖の神統即ち天皇が御子のみ彌繼々に日本國の皇位を繼承し給ふべきことを宣べさせ給ひしと共に此葦原瑞穂國を選んで高天原の理想信念を實現すること即ち此處に王道の國を肇造すべしとの神意である、故に我國は皇統を俟つて初めて國あり民族あり而して又國家民族の隆昌と其永續性を有するのである。

王と申すは天地人を一貫せる大人格の義である、「横の三の字は天地人なり、豎の一文字は王なり須彌山と申す山の天地をつき通して傾かざるが如し、天地人を貫いて少しも傾かざるを王とは名づけたり」(日蓮上人)、而して王道とは王の道即ち誠の道である。「偏無黨無王道蕩々、黨無偏無王道平々、反無側無王道正直」(書經)である、老子も「公なれば乃ち王、王なれば乃ち天、天なれば乃ち道、道

なれば乃ち久し」と明言して居る。

要之、建國精神の第一にして其根本たるべきものは萬世一系の皇統の確立に在る、而して之を換言すれば王道の建設である、至誠の道を此國に樹立されたことである。

天津神定め給ひし國なれば
わが國ながらたふとかりけり(明治天皇)

二、三種の神器

三種の神器とは申す迄もなく皇位繼承の證實たる八咫鏡、八尺瓊勾玉、天叢雲劍である。而して特に寶鏡は

「此の鏡は専ら我が御魂と爲して吾か前を拜くが如く伊都岐奉り給へ」(古事記)
と祝ほぎ給ひ 天照大御神御手づから皇孫に授け給ひしものなれば神器中に於ても特に有難き神寶である。

三種の神器につき日本書紀には「八尺瓊の勾れる如く曲妙に御世治しめせ、且た白銅の鏡の如くに分明に山川海原を看行せ、乃ち是の千握の劍を提げて天之下を平げたまへ」と云ひ、北畠親房は神皇正統記に於て、

「鏡は日の精なり玉は月の精なり劍は星の氣あり、深きならひあるにや」、又「此三種の神器につきたる神勅はまさしく國を保ちますべき道なるべし、鏡は一物をたくはへず私の心なくして萬象を照すに是非善惡の姿現れすといふ事無し其の姿に隨ひて感應するを徳とす是れ正直の本源なり、玉は柔

和善順を徳とす慈悲の本源なり、劍は剛利決斷を徳とす智慧の本源なり、此の三徳を合せ受けずして天下の治まらむこと洵に難かるべし神勅明にして詞約^{ツツマヤカ}に旨ひろし。（中略）中にも鏡を本とし宗廟の正體と仰がれ給ふ、鏡は明を形とせり心性明かなれば慈悲決斷は其の中にあり又まさしく御影を寫し給ひしかば深き御心を留め給ひけんかし」と記してゐる。

後世に至りて神器の意を傳へたるもの多し。

「余嘗て神書の意を推すに則ち三器は三徳なり、人心の虛靈不昧鑑みて以て之を茹る是れ智也、鏡に非すや。人心の全徳圓成渾然玉の如し、是れ仁也、璽に非すや。人心の剛直果決義以て之を斷す、是れ勇也、劍に非すや。三器は神なり、三徳は心也、心は神明の舍也、是を以て一にして三、三にして一、未だ嘗て始より異なるもの有らざる也、蓋し神、本方無く器を假りて以て之を象る、心、本迹無し、物に隨つて之に應ず、天人の際微なる哉、豈毫髮を以て隔てんや」（林羅山々々文集）

「玉は以て溫仁の徳を表はすべく、鏡は以て致格を表すべく、劍は以て決斷の勇を表はす」（山鹿素行
中朝事實）

要之、鏡は智（奇魂）勾玉は仁（幸魂）劍は勇（荒魂）を表象するもの仍ち智仁勇、眞善美、知情意、或は王道の内容たる誠を器を以て明示せられたるものである。

文武天皇即位の宣言に

「（前路）明き淨き直き誠の心持て彌すすみすすみて緩急^{ダニミ}ること無く務め結りて仕へまつれと詔り給ふ」

と宣はせらる、明、淨、直は鏡、玉、劍の徳である而して之を統ぶるもの仍ち誠である。
特に寶鏡は山鹿素行の皇統要略に

「況や天祖 天照大御神の遺勅に因つて代々の天子三種神寶を以て帝王の聖徳を表し、寶鏡を以て神常に在すが如き戒^{シテ}爲し聰明叡知の天徳を正し給ふ、是れ天子の道也」

と申せし如く實に 天照大御神の御神體にして日の神、日の理想、日の國を象徴し其徳無限なりと謂ふべし。

又寶鏡の神勅は 神武天皇御即位四年の春

「我皇祖之靈也、自^レ天降鑒、光^ニ助^ム朕躬、今諸虜已平、海內無事、可^下以郊祀^ノ天神^ノ申^ム大孝^{上者也}」（日本書紀）

と詔ひて靈時を鳥見の山中に立て皇祖天神を祭り給へることと共に皇室及臣民の敬神崇祖の淵源にして我が神道の宗源である。

斯く三種神器の表象せる神意を以て建國精神の第二となす。

三、神武天皇の聖詔

次で 神武天皇に至り天祖の王道を繼體承傳しまして天業を恢弘し天下に弘宅せむとの御雄圖あり仍ち六合の中心を求めて東遷遊さる。

天皇奠都創業の後聖詔を煥發あらせられた、
「（上略）恭臨^ニ寶位^ノ、以鎮^ニ元^ノ元^ノ、上則答^ニ乾靈授^シ國^ノ之^ノ德^ヲ、下則弘^ニ皇孫養^シ正之心^ヲ、然後兼^ニ六^ノ合^ヲ」

以開^{アキ}都、撓^{ヒテ}八紘^{アメノシベヲ}而爲^{ナサムコト}字、不^ニ亦可^{カフ}手」（日本書紀）

又「皇祖皇考、乃神乃聖、積慶重暉、多歷^ニ年所^ヲ」の御言葉あり。

仍ち積慶、重暉、養正は神武天皇天業恢弘の三大綱である、積慶とは慶福の積聚にして三種神器に當つれば玉の徳である、重暉とは暉即ち智を重積する義にして劍の徳を意味する、又養正は正義孚養の義にして鏡に相當するものである。而して特に養正といふ御言葉は聖詔の二ヶ所に在り、初には「時草昧に鐘れり、故に蒙^{クラ}して以て正を養ひ此の西偏を治す」、終には「下は即ち皇孫正を養ふの心を弘め」と仰せられてある、乃ち初の屯蒙養正は過去帝業の中心、後の恢弘養正は未來帝業の中心と拜察することが出来る。積、重、養と云ふは綜合的擴大持続を意味する生成發展の思想である、靜的狀態より動的狀態への展開である。

今や天業恢弘の氣運に向へり、養正を主とし積慶、重暉を加へ以て八紘を掩ふて一字と爲さむとし給へるもの即ち建國精神の第三なり。

葦原の瑞穂の國はよろづ代も

みだれぬ道は神ぞひらきし

（明治天皇）

さざれ石の巖^ニならん末までも

五十鈴の川の水はにごらじ

（明治天皇）

ももしきの大宮人は天地と

日嗣^{ミタマ}と共に萬代にかも

（萬葉集）

我が君は千代に八千代にさざれ石の

嚴^ニなりて苔のむすまで

（古今集）

第二章 建國の由來

第一節 天孫の降臨

古史を按するに乾坤初發の首高天原に神坐しき、御名を天ノ御中主尊^{ミタマ}と申す、次を高皇產靈神^{タケミミスヒノカミ}、其次を神皇產靈神^{カムミムスヒノカミ}と申し之を造化の三神^{ミタマ}となす。

後、天神四代にして伊弉諾尊、伊弉冉尊の二神高天原に鎮坐しまして天神より傳へたる天沼矛を以て此の陀多用弊流之國を修理固成して大八州國を生み給ふた、大八州國^ニは淡路島（淡路）、秋津島（本島）、伊豫の二名嶋（四國）、筑紫嶋（九州）、壹岐島、津島（對嶋）、隱岐嶋、佐渡嶋を謂ふのである。

次で萬物及萬物を支配する神々を生み給ひ最後に「何不^レ生^ニ天下之^ヲ主^{ミタマ}矣」^{トモリルベシノヲ}と宣ふて此天地及八州を支配し給はるべき主宰神を生み給へるが是れ日本國家の御祖先に坐します。天照大御神にあらせらる、次で御弟月讀尊、素盞鳴尊の二柱の神が御生れになり、大御神は天、月讀尊は月、素盞鳴尊は大地を夫々知召^{シロシシ}給ふた。

天照大御神は明徳太陽に俟しく光華明彩六合の内を照徹し給ふ故に天地自ら位し萬物育成し諸惡影を絶つに至る、然るに素盞鳴尊驕暴の御振舞多きに依り、大御神には御立腹になり終に天ノ石窟^{ワカド}に御

隠れになり其結果天地は常闇となり萬妖悉く起つたのである、於是八百萬神は愁ひ迷ひたる末天安河原にて思兼神と云ふ思慮の神の下に協議を開きたる末機略縱横なる女神天鉢女命が石窟の前にて舞を舞はれたのであるが其舞が非常に滑稽であつたので八百萬神は大に笑はれた、古事記には「かれ高天原ゆすりて八百萬神共に咲ひき」とある、大御神此の笑聲を御聞きになりて御不審と覺し召し戸を細目に御開きになり御覽になつた時手力雄神・常陸靜神社祭神^{ノウツカニシマツカミ}が戸を開き、大御神を御出し申したので天地再び清明になつた。八百萬神再び議して素盞鳴尊を根の國に放ち申した、依つて尊は海原(韓國)を經て根の國(出雲)に降り給ふ、而して御子大國主神は少彦尊と共に醫療禁厭の法を開き専ら拓殖に勉め給ひしに依り威徳四近を靡かすに至つたのである。

於茲諾舟二尊の創造し給へる大八州國は大倭(高天原の親隸)と根の國(出雲)に別るるに至りし爲め大御神乃ち經津主神(香取神宮祭神)及武鹽槌神(鹿島神宮祭神)の二神を差遣され大國主命に獻國の議を命ぜられた、其の神勅に

汝宇志波初流^{トガワシハケキ} 華原中國者^{アシハラノナツクニハ}、我御子所知國^{アガミコノシラサンクニト}、言依賜^{コトヨサシタマウ}、故汝心如何^{カレーナガコロイカニテ}(古事記)

とある神威の廣大仰ぎ奉るもかしこし。

大國主命、二神に答ふるに「我が恬める子等既に命に服し又吾れ何ぞ違ふべき、請ふ吾宮室を築きて天孫の宮の如くし給はば吾は將に長く隠れなむとす」と、二神復命す、大御神之を聞こしめし又二神を遣して委しく其の請を許し給ひたれば大國主命大に喜び申して曰く

「神勅の懸懃なること斯の如し我れ敢て大命に從はざらむや、我れ若し禦ざ奉らば國神等も亦禦がん、

今避り奉らば誰か敢て從はざらんや、且我子事代主、天孫に仕へ奉らば百八十神も咸服從すべし、天孫は既に天津日嗣たり僕及子孫常に相率いて服從すべし」

とて謹で全國を大御神に奉獻し神宮を杵築に造營して退隱し給ふた、出雲大社これなり。此事は後の世迄出雲國造神壽詞^{ヤツツカムヨイト}と申し代々朝廷で其賀辭を述べらることとなりて傳ふ、又 天照大御神の御系統を天津日嗣と申上ぐることも此に始つたのである。

此大國主命の獻國を視るも我國家成立の原理が征服併呑又は君臣の約束に非ずして上古より一の君徳にあることが知らるるのであつて、神勅中の「ウシハク」と云ふ語は「シラス」の德治に對し力を以て假に土地を占領征服する、即ち霸道の意である。

斯くて葦原中國既に平定したるに依り 天照大御神即ち諾舟二尊の御神意を奉し天孫瓊杵尊に八咫鏡、八尺瓊ノ勾玉及天叢雲劍を賜はり

視^{マサシコト}此寶鏡^ヲ當^ニ猶^シ視^{ムカフ}我^ヲ可^ミ與^シ同^シ牀^ヲ共^レ殿^ヲ、以爲^テ三齋^ノ鏡^ト (古語拾遺)

と祝はせられ彼の建國の大勅と共に高天原より下らせ給ふたのである。

瓊杵尊即ち天兒屋根命、天太玉命、天忍日命(大伴氏の祖)、天來自命(久米氏の祖)等の群神を率ひて下り給ふに猿田彦神御途に迎へ啓行し奉れば天孫其請を納れられ筑紫の日向高千穂の峯に降臨し給ふ、彼の猿田彦は伊勢の地祇なるに依り後伊勢に歸る。

瓊杵尊高千穂峯に降りまして後四方を巡遊して吾田の笠狹の埼(薩摩國加世田港)に至りませる時國つ神奏上して「請ふ此の地を皇孫に献せん」と、皇孫宣ふに「此の地は朝陽夕暉の照映る地なり真

に吉き地なり」と、廻ち都を定め宮殿を築きて之に居給ふた。時に天兒屋根命は天神の詔命に隨ひて悠紀、主基の二國をト定して、供奉の諸官を立て新穀を齋庭に輸し齋戒沐浴して黑白の酒を醸し大膳の飯を炊きて之を天神に奉し天神壽詞(アマツカノヨコト)を奏せられた、大嘗祭は茲に基く。皇孫既に寶鏡を奉じて天祖の神ごなし殿を同じくし牀を共にして居給ふ、而して群神皆能く朝廷を輔翼し文武の政を掌りて子孫相承け祖業を修めて天孫並に高千穗宮の前後御三代に奉じた。

天孫の高千穗に降臨し給ひしことに付古事記に筑紫日向に天降り坐して曰く「此地は韓國に向へり」と乃ち素盞鳴尊の御車蹟等よりみるも上古は日韓一域にして嘗て皇祖の之を統治し給へるをみる、又進んで當時の大倭は日、韓、閩(福建省)を併せたるものであるとの説をなすものあり。

謹みて三種の神器の由來を按するに神鏡は天祖の天石窟に籠りたまひし時臣下の八百萬の神が石凝姥命をして鑄奉らしめ善く天神の意に適へるものにして古語拾遺には「以(テ)三石凝姥(ヲシ)爲治工(ト)採(ツ)天香山之銅(カムラニテツクラシム)以鑄(ノラフ)日像鏡(ノラフ)」と記す、曲玉も亦其時王祖命(タマノナミ)の献せしものなり、御劍は素盞鳴尊の出雲に於て八岐の大蛇を退治し其尾より獲て天祖に奉られし靈劍である。神器に就きては尙後章に於て述ぶべし。

第二節 神武天皇の天業恢弘

皇尊瓊瓈杵尊より彦火火出見尊、鷦鷯草葺不合尊を經て神倭磐余彥尊に至る、尊日向の高千穗の宮に坐しましが御年四十五歳の時諸皇兄及諸皇子等に議り宣はく、「昔我が天神此豊葦原瑞穗國を擧げて我が天祖に授けたまへり是に於て瓊瓈杵尊天關を開き雲路を披き給ふ、然も時草昧に鍾(アメ)れり故に蒙ふして以て正を養ひ此の西偏を治す、而して遼遠の地猶未だ王か何ぞ就きて都せざらむや」と（日本書紀を略記す）、

又古事記は其簡潔の筆致を以て左の如く記してゐる、

「神倭伊波禮毘古命其兄五瀬命と二柱高千穗に坐しまして議りたまはく何この地に坐さば天の下の政を平らげく聞し看さむ、尙東の方にこそ行(イダマ)さめと云たまひて即ち日向より發向して筑紫に出幸す」。磐余彥尊の此御言葉は天祖の神勅と共に我建國の由來を知るに緊要なものである、仍ち此の御言葉に依るも神代に於て日本全土は已に皇祖之を統治しましゝが爾後の變遷に因り更に君長割據の狀に陥りたるものなるを知る事が出来る。即ち天皇の東行は只都を中央の地に遷して施政に便にし給はんとするに在りて初めより用兵を主とせられたるものではない、蓋し都を遷すとは其の所有の地に遷し給ふを云ふ他人の地に遷さんとし給はば宜しく先づ其の地の占略を議し給ふべきである、然るに一言の之に及ぶものが無い、且饒速日命の其の地に在るを知ろしめしながら命が抗拒せんことを慮り給ふこともない故に之を東征と申すは正當の文字に非ざるのである。

天皇速吸門（豐豫海峽）に入りたまへば珍彥(アメノヒコ)と云ふ海部の國主（後倭の國造となす）出で迎ふ、即ち嚮導(アシドウ)された。次で安藝埃宮及吉備國高嶋宮に留りたまふこと三年に及ぶ、之れ倭豪族の抗拒すべき形勢あるを聞し召し征討の準備をなし給ひしものならん。

皇軍進んで浪速より大和に入らんとし給へるに土豪長髓彦^{アシダカ}皇軍に抗す即ち是^{クサカ}孔舍衛坂に戰はれたが皇軍利あらず五瀬の命流矢に中り薨せらる、天皇謂へらく「我は即ち日の神の裔日に向つて戰ふは利を得る所以に非ず」と、再び南海に浮び熊野浦に至り荒坂津より日臣命（大伴氏）及大久米命の啓行^{ミナヒラキ}を以て山路を求め給ふ。熊野、吉野の山々峻峻、大樹藪々として晝尚暗く荆棘鬱然、妖怪毒蛇人を腦ます又穴居の賊虜皇軍の勢威を知らず徒らに輕捷を頼み險に據て抗し皇軍の難澁名状すべからざるものがあつた、然れ共天皇は天祐冥助の下に毅然として掃蕩に從ひ遂に長髓彦に迫り給ふ。

當時 天皇の兵士（久米）の志氣を振作せむ爲め作り給へる御歌を傳ふ。
 みつみつし 久米の子等か あはふには（粟生には） かみらひとも（葦の一莖） そねかも（そ
 の根かも） そねめつなきて（その根芽繋ぎて） うちてしやまむ（長髓彦も其の黨類をも漏らす
 ことなく討たんの意）。みつみつし 久米の子等が かきもとに（垣下に） うゑしひじかみ（植ゑ
 し葦） くちひびく（口響） われはわすれず うちてしやまむ（葦を食へば後迄口中の傷むが如く
 に我は昔を忘れず討たんの意）。

時に長髓彦使を 天皇に奉りて言さく 「昔天神の子天磐舟に乗りて降り給へり櫛玉饒速日命と曰
 ふ、吾が妹を娶りて可美真手命を生み給ふ、故に吾れ饒速日命を以て君として仕へ奉れり、天神の子
 豊兩種あらんや、奈何ぞ更に天神の子と稱して人の地を奪はんとし給ふや」と 天皇宣はく「天神の
 子亦多し汝の君とする所是實に天神の子ならば必ず表物^{シルモ}あらん以て示すべし」と、長髓彦乃ち饒速日
 ノ命の天羽々矢一隻及歩鞆^{カネユキ}を取りて示し奉る。

天皇宣ふに「是實物なり」と亦其御する所の天羽々矢及歩鞆を以て長髓彦に示し給ふ、長髓彦^{アシダカ}天表^{アシダカタケシ}を見て歎惜を懷く然し已に兵を交へて勢中止するを得ず猶迷圖を守りて改むる意なし、爰に饒速日命天孫にして始めて能く此の如く懲懃なるべきを知り又長髓彦の稟性懷狠にして教ふるに天人の際を以てすべからざるを悟り乃ち之を殺し其の衆を率ひて歸順された、天皇その忠効を賞し饒速日命の子可美真手命をして内つ物部を率ひて宮中に宿衛せしめて之を寵遇し給ふ、之れ即ち近衛兵の始めにして命の後は世々物部氏と稱し常に兵を將ひて朝廷に奉仕したのである。斯くて西州御發舟以來凡そ六年にして大和を平定し給ふ、史に「天皇生れながら明達にして意確如たり」と有り天資御英邁のほど拜察するもかしこし、然れども多難なりし創業の御事は後世國民の深く肝銘すべきことである。

於是 天皇畝傍山の東南樺原に帝宅を經營せしめ給ふ、民仰視して
 「畝傍の樺原の底津岩根に宮柱太知り立て高天原に千木高知りて肇國知ろしめす

神日本磐余彦天皇」と申す。

次で辛酉の歲春正月庚辰の朔旦に樺原宮に即位の儀あり、此の時天祖の遺詔を奉じ先づ神籬^{ヒロヨリ}を建てて八神を祭らせ給ふた、時に忌部氏の祖天富命は諸々の忌部を率ひて神器三寶を捧げて正殿に奉安し幣物を陳ね、中臣の祖天種子命は壽詞を奏し、饒速日命は物部を率ひ儀衛を嚴にし、道臣命は伴部を率ひて宮門を護衛したり、是即ち紀元節にして今を去る二千五百八十八年である。又四年二月、天神を郊祀して用て大孝を申ぶべきなり」と詔ひ靈畤を鳥見の山中に立て皇祖天神を祭り報本反始の誠を致し億兆をして道德の基く所を知らしめ給ふた、斯くして七十六年樺原宮に崩じ給ふ。寶算一百二十

七歳、畝傍山の陵に葬り奉る。

権原のさほつみおやの宮柱

たてそめしより國は動かじ（明治天皇）

第三節 我が古典の權威

我が最古の古典にして古代史の唯一の資料たるは古事記及日本書紀である、即ち元明天皇（人皇第四十三代紀元一三六七年—七五年）以前の日本史は悉く古事記・日本書紀及續いて記述されたる古語拾遺、舊事記、日本後紀、延喜式祝詞等に由來してゐるのであるから我が古典を語るには必ず此の二書に關し一通り承知せざれば鮮明を缺くのである。

古事記は元明天皇の御代和銅四年から五年に亘り太安萬侶が勅を奉じて撰錄せるものにして太安萬侶は稗田阿禮の誦み習つた帝室の日繼及先代の舊辭を直接材料にしたものである。稗田阿禮が誦み習つたのは天武天皇（人皇第四十代紀元一三三二年—四六年）の詔を奉じたのである。

天武天皇は諸家の傳へてゐる帝記及本辭が區々になつてゐて誤謬も多い故それを討覈して正説を定めやうといふ御考から先づ其の準備として阿禮に命じて帝室の日繼及先代の舊辭を誦み習はさせられたのである（古事記の序文）。此の帝室日繼書及帝紀は同意義で御歴代の御系譜、皇位繼承の御こと及帝室のこととを記したものであり先代の舊辭又は本辭とは上古の諸事を錄したものである、仍ち應神天皇（人皇第十五代紀元八六一年—九七〇年）の時代以後漢字が漸次用ひられて來たのであるから推古

朝（紀元一二五二年—八八年）に作られたといふ天皇紀、國記等は蘇我氏滅亡の時焼失して現存してゐないが尙此外にも上代の皇室の御系譜なり種々の事蹟や説話なりが典籍となりて既に世に存在してゐたことを考へらるのである。

日本書紀は古事記より八年後れて元正天皇（人皇第四十四代紀元一三七五年—八四年）の養老四年に舍人親王及太安萬侶の編纂せしもので古事記の不完全な點を補足するにありしものゝ如し、而して日本書紀が漢文體なるに反し古事記が主として萬葉假名を用ひあるは文意の暢達を期せん爲にして注目に値する。

抑々古事記、日本書紀の研究は大いに國體の精華を闡明し愛國の志氣を鼓舞し幕末尊王論の勃興續いて明治維新大業の遠因を爲したのである、國學者中荷田春滿、加茂眞淵、本居宣長、平田篤胤名あり特に宣長の古事記傳は古典研究に貢獻する所甚だ多い。

以下主として神代史（古典中の神代の部）に就き述べんとす。

本居宣長の神代史觀は之を如實に信する神祕主義である

「すべて神の御所行は尋常の理をもて人のよく測り知るところに非ず、人の智いかに賢きも限りありて小さきものにてその至る限りの外の事はゑ知らぬものなり、さてその神の御しわざは直なれども返つて淺はかに聞え偽のやうに思はるは人の智の測り知る限りと遙にへだたれる處なる故にその説を聞く人の心に疎く遠かりて入り難く信じ難きなり」（くす花）

以て其の神祕主義を窺ひ知るべし、勿論人間の智を以て一切を知り盡さんとするは不可能の事である

がさりとて總てを神祕主義に閉し込めんさせしは賛成し難いのである、宣長が我が國體の尊嚴を説かんとしたる大精神に對しては元より尊敬すべきであるが其の論法に於て當を得無いものがあるに依り現代に適合し難いのは遺憾である。

先是、新井白石其の博學を以て神代史を研究し次の如き説を主張してゐる

「古事記はいかにも實錄と見え候事多く有之候、別して異朝の史三韓の史に引合せ候てひたと合ひ候ものに候然るに此の書を世には何かなき様に心得候事よくく不學の事なりと存候」（白石書簡）、又「太古の俗朴質の言多し辭を以て意を害ふこと莫かるべし、古事記にウキアアラノゴトクタダヨヘル國とあるは國亂れ争ひての義にて二尊の大八州を生みたまへりの一段は淡路に據りて四方の國國を征伐されしに國人の來服其の父母に歸する如くなりしかば其の國々を以て地祇クニツカミコトヨに別依さして其の始を更めたまふことを斯く言嗣きしなるべし」（古史通）

即ち白石は神代史を人間化し合理化せんとしたのである、勿論卓見ごみるべきもの少からざれども神代史全般に亘り如此解釋を企てんとするは無理の存する所である、例へば高天原を地理的に定めんとて古來、大和、常陸、豐前、韓土、漢土、南方馬來地方、印度等十指を屈する程の説を爲し尙定る事無きが如く神話は悠遠の昔に起つた事で學説を立つるに充分なる材料を得んとするは至難の事と言はねばならぬ。

是等と趣を異にし科學尊重に偏せる現代人中には神代史を非科學的な不合理なもの如く考へ中には國家の起源を懷疑の眼を以て眺むるものあり、然しこれは甚だ淺薄皮相なことで數千年來持續し來

れる國民の信念及民族の精神といふものは必ずや合理的基礎の上に確立し以て民族生活の根柢をなせることを知らざる一知半解の自棄的暴論に過ぎないのである。

抑々神代史なるものは單なる個人意識の所産せる寓話又は物語と異り言語風俗と等しく民族精神の創造せる民族思想の表現である、其の起源は太古の自然宗教即ち自然民族の宗教に基いて居るのであるが其の中には上代人の哲學、理學、詩及歴史の美化理想化されたものが含有されてあるのである、從て世界の神話は皆或點に於ては共通してゐるが然し其の發達は國民性の影響を受けてゐるために其構成及性質に於ては多大の差異を生ずるわけである、仍ち印度吠陀の聖典、舊約全書の創生記又は希臘の「イリヤッド」「オデッセー」の如き世界的に著名であるが皆夫々の趣を有する。

我が神話の特色は世界神話の多くが、何れも宗教的又は英雄崇拜的に偏せるに反し飽迄積極的、國家的に首尾一貫し日本民族の國家に對する理想抱負を表現し大日本精神及國民道徳の淵源を爲せることがである、而して此ことは我が神話を世界無比ならしむるのみならず實に我が國體の尊嚴を爲す所以である。此事に關し一部論者は古事記及日本書紀編纂者の修飾大なるものあるが如く云ふければ其それに就いては賴山陽が日本政記に「當^{ベシトハ}與^ニ天壤^{カム}無^レ窮^{カム}、因^ミ其言之驗^{アル}於後^ニ可^シ以知^ル其德之基^{クヲ}於前^ニ」と言へるを觀るも其一端を知り得るのであつて徒らに議論を弄する者の態度を甚だ遺憾となす。唯上古の年記は多少正確を缺くの説が多い、然し斯の如きは十數世紀前の記録としては無理からぬ事柄であつて我が古典の尊嚴に關係するものではない。

昔者秦の始皇（皇記四百四十年頃）傲語して曰く「朕爲^テ始皇^ト、後世以^テ計數^ニ二世三世、至^ニ千萬世^ニ

傳^フ「無窮」^ニと、然るに僅々一世十五年にして滅び後世の笑柄^ト爲れり、之に對して我が神話を想へば又這邊の消息を知り得るであらう。

實に我が神代史は日本民族の由來を語れる記憶の寶庫であり、歴史の經典化されたものであり、而して又我が民族の精神信念の反映であり、我が國民の理想、思想、性情及狀態を語るものである。故に假令實際上の事實が現れて居ないとするもそこに現れて居る思想上の事實、心理上の事實は嚴然たる歴史上の事實であるのである。從つて神代史を讀まむものは之を純然たる史實としてでは無く寧ろ其の内面に潛む國民精神、民族理想及國家的生命に着眼し以て我が建國の體制、皇室の尊嚴を知ることに努むべきである。終に斯の如き世界に類無き堂々たる古典を二千年の昔に於て紙葉に殘せる事實は上古に於て既に我が民族の卓越しありし事と共に皇室の神權的自覺が如何に老成しありしかを知る事が出來る。

千五百秋^ミとあるからに神代より

瑞穂の國^ミごたたへけらしも　（橘千蔭）

天地のむかしを問へばあしはらや

なほそのかみの代々ぞ久しき　（讀人知らず）

第二章 理想國家

人類の歴史は古く世界は廣しと雖も我が大日本帝國を以て唯一の理想的自然的國家^トなす所以を茲

に記述せむとす。

上、王道の君主を連綿として奉戴し下、皇室の末裔なる血族團體の國民が一視同仁の統治下に親愛の情誼を以て共存共榮、國家社會の發展向上に躍進すること恰も一家一族の如きものありとせば當に理想國家なりと謂ふべし。

抑々國家の組織せられたる由來を考ふるに、一は自然的形式に成るもの他は人爲的形式に成るもの二種類がある。

先づ後者の場合を見るに大凡四通りに區分し得る。第一は強者の征服である、仍ち民衆の中から優者^トが出て其民衆を征服して國家を組織する、或は一優力團體（民族）が外より來つて他の團體（民族）を征服して國家を組織するのである。現存する大多數の國家は此部に屬するのであつて特に前記二様式を結合したものが多い、世界大戰前の露、墺の如き其代表的のものである。

第二は契約によるものである、集合せる民衆の團體^ト或は小邦が一致團結の必要を感じ相互に契約して統治者を定め其の權力に服従し國家を形成するものを云ふ、北米合衆國の如き之である。

第三は他國に隸屬して居た植民地や領土が分立して新に一の國家を組織する場合であつて和蘭、葡

萄牙が西班牙から獨立したるが如きものである。

第四は各小邦が聯合して大國家を組織するものであつて獨逸各聯邦が舊獨逸帝國を爲せるが如きを言ふ、但此場合は既述第二と異り中心となるべき團體が主權者を出すのである。

是等人爲的國家の建設は當時に於ける特殊の狀況に依り斯くなりしものなりとは雖も人爲的は依然

人爲的であつて特に國家の根本組織として最も重要な主權存在の組織が常に人民本位となり易く從つて國基の動搖を免る事が出來ぬのである。

次に國家の成立が自然的なるものを求むるに古今東西只我國を以て然りと爲すのみ、然も此自然的國家成立の由來は又以て我國家をして萬世一系の皇統を奉戴する古今無比の理想國家たらしめたる主因の一である、此事に關しては既に虎闌禪師が、「夫れ物の自然なるや天下皆之を貴ぶ、吾が邦家の基自然に根ざす」と明言してゐる。今社會學國家學より國家組織成立の順序を考ふるに初はより幼稚、より原始的な家族若くは團體が長年月の間に次第に進歩發達して部族、氏族より民族となり遂に國家的體制を備ふるに至るものとす。

我國成立の順序階段を考ふるに大古造化の天神三代御續きになつた皆獨身にてあらせらる、次に男女の天神四代を經て諾冉二尊、續いて 天照大御神に至つたのである。天照大御神の御時に及ぶや御家族も多くあらせられ其臣下には八百萬神があつたのであるから此時代に於ける我が社會狀態は其内容未だ氏族制度といふ程の組織に分化せざりしも天神の皇統を宗家として奉戴し他の神々は其父系の脈絡に依りて或程度の組織を整へて居る所の渾一的のものであつたのである、仍ち社會學上ニアミリ1からジツべに移つたのである。

神武天皇の御代及其後に至りては漸次氏族制度が發達し來り國民は各大氏小氏に編入せられ茲に整然たる社會を形成するに至つた、其後大化の革新を斷行さるに至りて氏族の勢衰へたれば國民は漸次部族制度（氏族とは祖先が何の某と分明なるものを云ひ部族はそれが斯く明瞭ならざるもの）を形

成し國家の體制を完成するに至つたものであるが、其組織の最高中心及民族の總本家として皇室を奉戴せることは神代より何等變化が無いのである。仍ちジツべからトライブ、トライブから廳てステートへと發達したのである。

於茲我が國家は自然的國家成立の原則の如く同一血族團體即ち天神の御家族より段々擴大して國家となり然も其國家は國家成立當時の社會組織を其儘維持して國家全體を一家一族と見做すべきものが成立したのである。而して此家族より國家への長き發達道程に於て乃神乃聖なる天神及天神の御直裔は一系連綿、全社會統一團結の最高目標として又全氏族及全家族の大宗家として君臨し給ひし事であるから 天皇の主權は又家長權をも具備せらるるのである、斯く家長權を具備せらるる主權は其國家の成立と同じく自然であるに依り圓滿且特異の尊嚴を具備せらるものとす。

次に一轉して我が國土を觀るにアジア大陸の東海に卓立し山紫水明、氣候溫順、五穀豐饒なるに加へ良き程度に大陸と離隔し尙其間に朝鮮なる緩衝地帶を持つてゐる爲に大陸文化を吸收するに甚しく不便ならざると共に大陸との交渉が又甚しく繁雜で無い、於茲數十世紀に亘る自然的民族及國家構成の過程に當りて兵力に依る外國の妨害或は民族移動に依る内部的障礙絶無と稱して可なりし事は又以て 皇祖皇帝の御稟威と天孫民種の融合同化力を充分發揮せしめ得て遺憾無かつたのである。

要之、君は國士國民の創造神にして 國民の總本家たる道統の天子に坐す、民は同一血族の誼を以て醇厚の俗を爲し忠孝の徳に厚き國民である、又國は 天祖の創造以來完全に傳承せる國土である、如是にして理想の國家たらずむば將た何をか理想の國と謂はん哉。

此事は敢て自畫自贊に非す、世界識者の認むる所であつて一例としてラフカジオ・ハーン著「神國としての日本」(原英文)より其一部を抜萃す。

「古代日本より繼承せる種々の美點には皆魅力がある、日本人民が斯る道徳的優越性を備へるに至る迄には麗しい社會狀態の下に然も種々な犠牲を拂つて得た結果である、然し侵撃狡猾の力を失ふ位に他愛主義を發揮した國家は現今の社會狀態では競争とか戦争とかに慣れて居る人種と對抗する場合には自存する事は出來ない。要するに世界的競争に於て成功せんとせば日本も將來はもう少し冷酷なる性格を發揮せなくてはならぬ、日本が一面に於て何の邊まで其を發揮したかは日露戰争が證據立てて居る、日本が意外なる此の追撃的勢力を示したのは慥かに永年訓練を受けたる道徳力と云ふものが其の背後にあつた、即ち英雄的資質があつた」。

尙純一なる我が民族の組成に就きて述べて見よう。

太古天孫民種(日本民種)は大宗家たる天津日嗣の御家族である天孫(系)次で天神地祇に別れてゐた。天孫(系)、天孫(系)とは皇族にして天照大御神の嫡流を承け給へる方々である、神武天皇の東征を議し給ふ時に當り「諸皇兄及皇子」と指し給ひしが如き神々を謂ふのであつて建國當時に於ては此部に屬する神々未だ多く坐さなかつたのであるが、皇親を距ること遠き者は臣籍に入り賜ふの例未だ有らざりしに依り世代を経るに従ひ增加して自ら貴族の上流に位する一階級となられた、天孫(系)の宗家の長を天津日嗣と申す、其他の諸神(氏)の長を大抵「臣」後に「真人」^{マヒト}と云ふた、オミは「大身」^{オミ}の義なるべし。

天神、地祇。天神と稱するは天孫(系)と同じ民種に出て天照大御神の御系統を其民族の中心と仰げども大御神の支流なる祖神の系統を承けてゐるのであつて天孫と共に此の國土に降來し開國の偉業を助け奉り世々貴族に列し國政に與れるものを稱するのである、天兒屋根命、太玉命の如き是れである。地祇は天神と同じく大御神の支流なる祖神より出で大御神を中心の遠祖と仰げども天孫と一緒に降來せるに非ず却りて天孫よりは早く此土に遷來して國民の端緒を開き天孫の降臨に當り其宗家に地を譲り以て其命に服せるものであつて是等の長を初は大抵「連」後に「朝臣」^{マツヒト}と云ふた、ムラジは「群主」^{ムラシ}即ち部長の義ならん。

後「新撰姓氏錄」(嵯峨天皇の御代萬多等親王の選進にかかる)は之を皇別(天孫の流)、神別(天神地祇の後裔)、蕃別(秦、漢、三韓の族にして坂上氏の如く特に氏を賜りし者)に分類してゐる。

是等天神地祇の諸神が常に天孫を奉戴して二心無かりしこと即ち大國主命の領土奉還、饒速日ノ命の歸順を始めとし自ら國つ神と稱せし地祇の諸神が概ね抗戦せずして歸順し或は天皇を嚮導して遠征を助け奉りしことは高天原の理想信念に服従せられしと共に天皇の天照大御神の嫡流を承けさせ給ひしに基くものであつて又以て祖先の直系を重する系統の勢力の如何に大なりしかを視るべし。斯く皇室と國民の大部分を成せる天神地祇の氏々家々とは其の本源に於て同祖なるのみならず皇室からは斷えず御分家及御降嫁に依り其血脈が國民の中に加つて行くと共に國民の方よりは又后妃の入内に依り其血統が本源に還つて行くのである、而して氏々家々の間には断えず婚姻が行はるるのであるから皇室を中心として擴皇室の民族的同化は益々進行してゆくわけである。然し初めは主として血

統の脈絡に依つて全體の組織を整へて居た社會も諸氏族が各地に繁殖し混在すると血統よりは地方の關係を本位として社會組織を整へんとし國家の制度も之に伴つて發展したのであるが、然し時代の變遷、世相の複雜に拘らず皇室を國民の宗家、全社會統一の最高中心と爲す綜合家族的體制に於ては曾つて變することは無かつたのである。

要之、我が國民は鬱蒼として天を摩す神聖なる大樹の如きものである、初めの見事な若木は年一年と堅實に年輪を増加し枝葉を繁茂し悠久數千年の星霜を経て現在に至り尙將來に向つて無限に生長しつつあるのである、如何なる魔術も此大樹を短日月に生長せしめ得べきもので無い、即ち此大樹の根幹が我が皇室に相當し大枝は皇別、神別の氏族、枝葉は氏族の流れ及蕃別である。而して營養は分秒毎に根幹より大枝、大枝より枝葉へと有機的關係を以て流通してゐるのである、從て枝葉は根幹より成育せるものであると共に根幹無くして一日も生存し得ないのである、又數百萬數千萬の枝葉も總て個々別々に存在してゐるものでは無く根幹を本として互に相關結合、協力扶助し各々其分を盡して一齊に此雄大なる神木の繁榮と隆昌に努力しつゝあるものである。

「新選姓氏錄」にも載せたるが如く數千年に亘る國家成立の過程中蕃別即ち秦、漢、朝鮮の歸化人が少く無い特に今日に於ては臺灣、朝鮮等新附の民も甚だ多い、又アイヌ等の如き古來より同居しあるものもある。然し往古の歸化人及穴居民種は歷代天皇の德治及天孫民種の君子的寛容の氣質に悉く同化融合せられて現在は全く差別無きに至つたのである、從つて將來亦然るを疑はぬ。

左に歸化人の同化につき例示す。

1、垂仁天皇の朝田道間守といふ人があつた、垂仁天皇の命を受けて常世國に香味を求めて出發したが往復に非常の歲月を要し約十年の後使命を果して歸國してみると垂仁天皇は既に崩御被遊 景行天皇の元年であつた、於是田道間守は香果を山陵に奠りて言さく

「臣命を天朝に受けて遠く絶域に往き萬里浪を踏むて遙に弱水を渡る、此常世の國は則ち神仙の祕區俗の到らむところに非ず是を以て往來の間自づから十年を經たり、豈獨り峻渢を凌いで更に本土に向ふを期せんや、然るに聖帝の神靈に頼り僅に還來することを得たり、今天皇既に崩じ給ひて復奏することを得ず臣生けりと雖亦何ぞ益あらん」と、乃ち叫哭して自ら死しぬ。景行天皇之を哀みて菅原伏見陵の傍に葬り給ふた、此田道間守は新羅王子天日矛命の子孫である。

2、明國の義臣朱舜水は徳川光圀に仕へて漆川に在る楠公表忠碑陰文を草せり。曰く
 「餘聞楠公諱正成者、忠勇節烈國士無雙、蒐_ニ其行事_ニ不_可_ニ概見_ニ、大抵公之用_レ兵、審_ニ強弱之勢於幾先_ニ、決_ニ成敗之機於呼吸_ニ、知_レ人善仕_ニ、是_ニ自謀_ニ無_レ不_レ中_ニ、而_ニ戰_ニ無_レ不_レ魁_ニ、誓_ニ心天地_ニ金石不_レ渝_ニ、不_ニ爲_レ利回_ニ、不_ニ爲_レ害怵_ニ、故能興_ニ復王室_ニ、還_ニ於舊都_ニ」
 (上、下略)

3、明治時代の歸化人に英人ラフカジオ・ハーンあり後小泉八雲と改名す、東京帝國大學に英文學を講ずること十年に及ぶ、明治三十七年末歿するや比叡山に佛葬した、日本古典等の譯書數十種に上り我が國體及日本人の長所美點を世界に紹介せる功勞甚だ多いのである。

蜻島^{キツシマ}倭^{ヤマト}之國者^{ノグサ}神柄跡^{コトハセ}言舉^{メテ}不^レ爲_ニ國^ニ、萬葉集

千早振る神の歎をうけつきて

人の心ぞ正しかりける

(明治天皇)

我が國にしげりあひけり外つ國の

草木の苗もおほしたつれば

(明治天皇)

末の世の末の末まで我が國は

萬の國にすぐれたる國

(宏覺禪師)

唐の人見せばやみ吉野の

吉野の山の山櫻花

(加茂真淵)

敷島の大和心を人間はば

朝日に匂ふ山櫻花

(本居宣長)

田児の浦の打出で見れば

眞白にぞ富士の高嶺に雪は降りつつ

(山部赤人)

花より明くる三芳野の

春の曙見わたせば

もうこし人も高麗人も

大和心になりぬべし

(賴山陽)

いくそたびかき濁しても澄みかへる

水や皇國の姿なるらん

(八田知紀)

第四章 世界四大舊國の根本國性

人類は國家を不斷に創造して息むことなきも古來興亡隆替常無く假令克く殘存するもの雖も國體の動搖圖られざるは蓋し其建國の由來か樹徳に基かず専ら霸道に倚れるか爲めである、今世界主要舊邦の根本國性を略述して我等の自覺を明かにするに便せんとす。

一、ヘブライ(猶太)

世界歴史に現れた民族の中にて明確に一元の祖先を立て各人が其子孫であるといふ系譜を有してゐるものはヘブライ人(猶太人)であつて、「我等はアバハムの裔なり未だ人の奴隸となりし事なし」(舊約全書)と言ひ民族性自重心を持つてゐた。

彼等の守護神エホバは豫言者ナタンによりてヘブライ王ダビデに告げて言へり

「我れ我が名の爲めに家を建てん、我れ永く其の國の位を堅めん」「汝の家ご汝の國は汝の前に永く保つべし、汝の位は永く堅くせらるべし」(舊約全書)

此事は宛然我が神勅に似てゐるかの如くであるが然し此のエホバ神はヘブライ人の血統上の祖神にあらずしてヘブライ人の祖たるモーゼ(西紀元前一二二〇年頃)が民族を率ひてアラビアの沙漠を經廻つてゐる間にシナイ山にてエホバより十戒を授かり其時此の神と契約した、それはエホバは猶太人を將來自分の守護する所の人民とする、その代り人民の方でもエホバを其の鎮守の神として長く齋き

祭つて他の神を拜することはならぬといふのである、又此の神は豫言者によつて種々の事を王に告げてゐるが異教徒を憎むあまり甚だ暴虐の事をも命じてゐる。

「茲にサムエル（豫言者）サウル（ヘブライ王）に言ひけるは……エホバの聲を聞け……今行きてアマレク（敵の王の名）を擊ち其の有る物を盡く滅し盡し彼等を憐むなれ、男女、童稚、哺乳兒、牛、羊、駒駄、驥馬を皆殺せ」（舊約全書）

於是か我が神勅及神話ご根本に於て霄壤の差があるわけである。

故にヘブライ人がエホバの神のみを信じてゐた間はソロモン王時代（西紀元前千年）の如く盛大であつたが、其後他國より輸入された神々を禮拜するに至り内部的に統一が困難となり爲に外寇を禦ざ得ず、ソロモンより三四百年後に曩に分裂せるイスラエル王國及ユダヤ王國共に滅亡して爾來ヘブライ人（ユダヤ人）は數十世紀間亡國の憾を抱き世界を彷徨つゝあるのである。畢竟ヘブライ人は起源に於ては一元であつたが實際の國家組織は多元的であつた爲に中心人物があれば國家は統一されただれども然らざる時には分裂し遂に潰滅に歸したのである。

二、希臘

希臘人は同一民族であるといふ信念ご言語、宗教、血統、文化の共通が其民族意識を形成してゐた。彼等はヘレンといふ神の後胤であると信じ自らヘレネスと稱してゐたが併し之を最高の神とあがめたわけでなく其の最も尊信せるはジュピター、アポロ等の神であつた、即ち希臘人には太古より社會全體を統一する實際上の中心が確立してゐなかつた爲め常に多數の小國家に分立し曾て共同の一國家を

組織した事が無いのである。希臘の國家起源に關する學說に依れば、

「一人の男子と其の妻と子とから成り立つ所の家族（ファミリー）が原始的の社會である、其の子女の子女も最初の父の生存中は之を首長或は族父として其支配下に共同の生活を續ける、族父が死ぬと其の男子の數丈に一族が分裂して各、其の族父となる、斯して時の遷り行く間に同一地方に住し同一言語を有する血縁ある諸家族が部族（トライブ）を成し部族は又擴大すると共に分裂もするが其の遠く隔絶しないものが聯合すると國民（ネーション）となる」（アリストテレス）

と考へた、即ち彼等の社會には根元の中心家族即ち宗族に統合しつゝ組織的に擴大して行くといふことは無かつた、而して國家の中心には其々に能力の卓越したる英傑を立て後に之を神化したり或は共同の神を祭祀したりして僅に同族的の意識を涵養し纏て族群の聯合が發展して部族意識を爲す様になつたものと考へらる。

かくて此の部族が幾回かの集散離合を経し其の原住地から次第に西南に移りつつあつた間に大體四種族に別れ錯雜せる希臘半島に於て小國家を建て更に地中海の沿岸にも植民し西紀元前七八世紀頃には半島に百以上、植民地を合して一千以上の小國家（都市）が簇生してゐたといふことである。是等小國家は漸次合縱連衡を策し半島内に主なる國家二十餘が對立することとなりそれが各々人爲的に種々の國家組織を工夫實施したから後世國家學にて研究する各種國家組織の殆ど總てを試みるに至つたことは寧ろ珍奇なりと云ふべきである。老大國ベルシャの入寇に當つては大體團結し得て勇奮力戰此れを撃退せるも全體の統一は遂に成らざるのみか割據紛争をこととせし爲め西紀元前三三八年アレキサ

ンドル大王の父フイリッポ王の爲め併呑され後ローマ属領と化し今日は西洋文明の遺跡として弔ふものをして懷古の情に堪へざらしむるのみである。

抑々希臘人は西洋文明の淵源を爲せるのみならず敬神の念篤く祭祀を重し家庭教育の如きも堅實なる美風を有せしに拘らず成立の多元的なると個人の自由を尊重すること甚だしく自己都市のために希臘全體の利益を犠牲に供する事すらありて割據せし爲め長成し得ざりしは惜むべきである。彼等が國難と四大祭禮には全族一致共同するを常とするは歴史上興味あることである。仍ちベルシヤ第三回戦（西紀元前五世紀末）に當りスバルタ王レオニダスがスバルタ武士三百人と共に百萬のペルシヤ軍と勇戦奮闘してテルモビレ險要の露と消えしが如き我が古武士を彷彿たらしむるものがある。又四大祭禮の一たるオリンピア祭は毎五年目毎に一回執行し當時は全族紛争を中止し先を争ふて祭禮を観覽した、祭日は一日なるも後五日に亘り先づ神に犠牲を供じ次に祈禱をなしたる後各種の競技を行へり、競技に勝ちて名譽ある橄欖の冠を得たるものは紫衣を着け四頭立の馬車に乗り郷人に護衛されつゝ郷里に歸り盛大なる凱旋式を受けた。（オリンピック競技は是れに由來するものなり）

三、ローマ

ローマ建國の傳説大要

「西紀元前八世紀の頃アルバ・ロンガ市の國王ヌミトルは王弟の爲め王位を奪はれ其一男は殺され其一女シリビアは女神の靈火を護る巫女と爲された、然るに神意に依りシリビアは軍神マルスの愛顧を受け雙兒を生んだ、王弟之を聞き大に怒り直に母を死刑に處し二人の嬰兒をチベル河中に投入せるに牴

狼嬰兒の啼聲を聞き之を其の巣に伴ひ乳育す、二子生長するや祖父を助けて王弟を殺し祖父を王位に復せしかゞ一新府を創めんとして二子の間に意見の衝突を招き遂に一子は他を殺して府を築き己の名を採用してローマと命名せり」

勿論我が神話とは精神に於て差異ありと雖其一片のみに就て觀るも一讀釋然たるものがある。

古羅馬の社會國家の組織は希臘と殆んど同様な發展をしてゐる、ローマ人は自ら軍神マルスの子孫と稱してゐたが共同の祖神及其直系の家族を中心として國家を組織せるものに非ず、又ローマには夙に氏族制度が整備してそれが國家組織の基礎としてゐたが一元的の本宗を中心とした我が家族制度と異り多元的に混成したものであつた、今其概要を擧げて比較研究に便す。

- 1、ファミリー、一つの家族團體を云ひ家族共同の祖先と竈の神とを祀つて團結してゐた。
- 2、ゲンス、多數のファミリーの集れるもので同一ゲンスに屬するファミリーは祖先を同ぶするもので同一の姓を稱し共同の祖先を中心として團結し特殊の祭祀を持つてゐた。
- 3、クリア 十ゲンスが集つて一つのクリアを組織する、同一クリアに屬するゲンスの血族關係は明瞭でないが共に同一の神を祭つた。
- 4、トリップス（部族又は種族と譯する）、十クリアが合して一トリップスを爲す、同一のトリップスの者は系譜上の關係は明かでないが、同一種族意識の下に團結し遠い祖先が同一であると信じてゐた。

ローマの初には三つのトリップスがあつて一の國家を組織してゐた

- 1、ラムネス、ラテン民族に屬す
- 2、チテース、ラテン民族と同人種なるサビニ民族
- 3、ルケレス、エトルリア民族

此等三種族は其の昔チベル河畔の七丘に據つて爭闘してゐたが後合同してローマの名の下に一小都市的國家を建設し(西紀元前七五三年)後ラテン民族の獨立都市三十が之と同盟して基礎を確立したのである。

ローマの社會には國初から完全な市民權を有する是等ローマ人の他に征服又は來住に依つて生じた從屬階級及奴隸階級があり之が次第に増殖して後には平民貴族たる本來のローマ人に對抗して參政權を要求し幾多の紛争を經て其の目的を達したのである、故にローマは貴族對平民及是等に對抗する異民族及奴隸階級を以て成立したもので漸次雄圖長策を立て世界的經綸を施し雜多の國家や民族を其支配下に置くやうになつてからは共和時代に於て又帝政時代に於て益々多元的となり、西歐地方に或程度の同化は進行したけれ共全體から觀れば征服國家、權力國家として其支配が屬領に及んだといふ迄のことであつた、即ち隆運の極には四方の諸國を兼併し大帝國として豪華を誇りしも其内部を覗けば實に慘憺たるものであつた。

仍ち初代の皇帝アウグスツスより凡そ五百年西羅馬帝國の滅亡(西紀元五世紀)に至る迄の帝史を觀るに帝數六十七名(内數名はスペイン人ゴール人等)である、其中元老院の推戴にかかるもの約十九名、軍隊の擁立にかかるもの約十七名、篡弑等を行つて自立せるもの約十名其他多額の金錢を投じて帝

位を買收せるものあり、野心家の擁立にかかるものあり、而して弑殺、暗殺、毒殺又は變死、暴死等で在位中に非業の死を遂げたものが三十五人、廢棄、放逐等が五人、在位一年に満たざるもの十數名といふわけで假令皇帝とはローマの一官吏の名稱なりとは言へ亂暴のことである。

斯の如きは其根柢多元的にして樹德の念皆無なりし爲にして幸に一時大成せるは他種族を征服せんとする一般的性質の外に建國當時の俗風が家名を重じ公共愛國の精神を有してゐたことに依るものである。

四、ゲルマニ民族

近世西洋諸國の有力なものは多くはアーリア人中の一大脈たるゲルマニ民族(チュートン民族)の創建せるものである。

此民族の社會は血族關係を基礎とする族父的のものであつて都市生活を避けて隨所の原頭に林野に稀疎な部落を作り自由に半農半牧の生活を營み其耕地牧場を共有して居た、彼等の狹義の家族をショ

スといひ之を單位として同族のものが集まつた部落をジッペと稱した。

部落の風習は自治的で其集會に於て首長を選舉し共同の重要事項も其處で議決した、而して各部落は共同の敵に當る必要上百人づつの兵士を出して聯合し之をフンデルトといひフンデルトが幾つか集つたものがフォルクといふ最高の政治組織即ち國家であつた。

フォルクもフンデルトも其頭領は皆選舉せられたるものでフォルクの頭領は即ち王である、是等選舉せられたる頭領の子孫は自ら其社會の尊敬を受け貴族階級となつたが原則として小は部落から大は

國家に至る迄其の頭領は能力に依て選舉せらるるので全體を統一する傳統的中心は絶無であつた、即ち其の國家組織は個々の家族を統一せる部落を單位として多元的に成つたものである。

然るに此の民族は性來勇猛敢爲の精神に富める爲め其大部は兵士となり戰爭に從事する事を以て唯一の職業としてゐたので仲間の中で最も勇敢にして戰略に長ずるものをヅクス（將帥）と稱し他は之に臣禮を執りて仕へ戰爭に當つては勇戰奮鬪主君に忠誠を盡した、依つて戰爭の長引くに伴ひ將帥は永久其の職を持続し能く權力を一身に集中することを得て遂にレクス（國王）として一般人民に推戴せらるるに至り前述の族父的の諸王と性質を異にするものを生ずるやうになつたのである。

民族中ローマに近接せるものは其傭兵となり徐々に勢力を得てゐたが西紀元三七五年蒙古人の一種族なるフン族に壓迫され茲に彼のゲルマニ民族の大移動を生じ歐洲の中部より西北を主とし海に陸に諸方面に向つて大移動を起したのである。かくて元は同一民族であつたが多年の間に各地でそれぞれ異つた民族と接觸した爲めに其血統文化及性質に於ても異つた諸種族となり且ケルト系、ラテン系、スラブ系の諸民族と混成したもののが出來たのである。斯くて大移動大混淆の時代は去つて混成同化の過程が大いに進みフランク國王カロロ大帝の死後西紀元八七〇年其領土を分割して獨逸、佛蘭西、伊太利三國の起源が出來、同八二七年サクソン系のウエセツクス王が七王國を統一して英國王となり、同八六二年ノルマンの一種ルスの酋長ルーリクはスラブ族を征服して露西亞を建設した。

斯くの如く分類はされたが各自の民族（種族）意識が發展し國家組織の生することは實に容易のことであるが、民族主義が盛になり民族的統一が進むやうになつたのは漸く十九世紀に入つてから的事で二十

世紀になつても此の問題は容易に解決されない、而して今後も長く解決されない所があらう。

此の禍根は勿論彼等が多元的に混成した民族であるからである、今日の歐洲諸國中にも雜種的で民族意識の強固なるを得ないものが少くないのみならず長く一地に定着し固定し祖國思想を有せるものと雖も其實混成した民族である、従つて一元的な傳統を有し且其中に包含した他民族を一元化してゐるものは一として無いのであるから其民族意識、祖國思想を社會國家の組織に體現することなどは到底出來無いことである、況や其祖國思想と稱するものさへも長い歴史を有しない近世の產物なるに於てをや。

英、佛、獨等の國性は後に近代國家の部に記述することとして歐洲諸國の根本國性は之で打切る。

五、支 那

漢民族は血統上からは多種であるが民族としては古來統一した意識を持つてゐる、然し民族意識の中心となる共同の始祖を持つてゐない仍ち確立した中心傳統の無いことは勿論である、近年漢民族は黃帝の子孫であると稱し黃帝以後周迄の帝王は皆其の子孫であると云つてゐるが黃帝を中心權威として民族意識を統一したことは無いのである。

帝王は始めは選立次で禪讓其次に世襲となつた、蓋し支那上世の社會は所謂萬國と稱する甚だ多數の族父的小國家が併立し之等を統一する中心勢力として選立されたのが天子である、韓非子に「民之を悦び天下に主たらしむ」とある、堯以後は所謂禪讓放伐で易姓革命相次ぎ帝王から云ふと實力を有する者が中原の鹿を逐ふて之を手に入れたのであるが天下の方から云ふと多元的な社會を統一する中

心として共同の主を立てたものである。春秋戰國の時代には周王を天下の共主と稱して居る、又漢の高祖が皇帝となつたのも諸侯諸將が漢王を推薦し漢王は三讓の後「諸君必ず以て便となさば國家に便ならん」と云ふて位に即いたのである。

故に英偉な中心人物が出現した時には兎も角萬國を協和せしむる事が出来たが中心の權威が薄弱になると天下は元の多元的な混亂社會に歸し紛々擾々たること世人周知の如くである。

第二編 國體の本義たる萬世一系の皇統

第一章 王道一貫

第一節 神人合一

大日本帝國を措きて未だ曾て萬世一系の王統無きは何ぞや、曰く、大日本帝國を措きて未だ曾て王道に即せる王統の絶えて無きに依らずむはあるべからず、王道は神の道なり至誠の道なり而して至誠は天地の道なり、山鹿素行は中朝事實に於て寶祚無窮を論じて、

「與天壤無窮の五字寶祚を祝し以て治平の道を盡すなり、夫れ天地は至誠にして息むこと無し、悠遠博厚にして物を覆ひ物を載せ而して此無窮を得(中略)、人君之を體して四海を御すれば則ち萬國咸寧す是れ天壤ご窮無き所以なり」と言へり。

帝國憲法第三條に

「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」

とあるは仍ち 神武天皇聖詔に

「皇祖皇考乃神乃聖」

と詔ひたるものである。而して憲法義解に曰く

「恭て按するに天地剖判して神聖位を正す、蓋し天縱惟神至聖にして臣民群類の表に在り欽仰すべくして干犯すべからず」。

又北畠親房は「精神身に在れば志氣神の如し身正しく心明かなれば我身即ち神なり、天皇詔書、明津天皇とあるも此義なり」と云ひ本居宣長は「すめらみこと」なる字義を「眞理に叶ひて天地のあらん限り堅横通足して不變不動の大御名である」と申してゐる。

神聖の字義は孟子が明快に「充實して光輝ある之を大と謂ひ、大にして之を化する之を聖と謂ひ、聖にして之を知る可からざる之を神と謂ふ」と説明してゐる、仍ち「之を知る可からず」とは單なる理知的概念を越えた人間の深い靈性に訴へる處のものの存する事を云ふのである、仍ち 天皇の御位の中には孟子の所謂大、聖、神が内在してゐて國民の實感内容に傳流してゐるのである、單なる主權者神聖論では無い道統即血統の久遠常住なる連綿不可分の 天皇仍ち天祖の遺體を繼承し給へる現人神に坐する故に神聖なるのである。

此神人合一の御精神は歴代天皇の御詔に拜することを得るのであつて實に至誠の迸發である。

神武天皇の詔には此御言葉甚だ多し、

「上は乾靈國を授くるの徳」

「我は是れ日神の子孫なり」

「日に向ひて虜を征つは天の道に逆へり」

「皇祖の靈天より降鑒して朕が躬を光助せり」

「背に日神の威を負ひ影の隨に壓ひ彌まん」

崇仁天皇の詔には「永保無窮之祚」とあり、日本武尊は「吾は是れ現人神の子なり」と仰せられた、文武天皇宣命の首段左の如し。

「現御神止大八嶋國所知 天皇大命貞麻止 詔大命乎集侍皇子等、王、臣、百官人等天下公民諸聞食止」

此御言葉は以後歴代の公式令に用ひさせ給ふ例となり 明治天皇御即位の宣命にも首に

「現御神止大八嶋國所知須天皇我詔旨」

と詔せられてある。

聖徳太子の制定せられたる憲法十七條は重大なる意義を有し教育勅語に比ぶべきものである、其第三條及第十七條に左の御言葉がある、

「君則天之、臣則地之、天覆地載、四時順行、萬氣得通、地欲覆天則致壤耳」

「君司國造、勿斂百姓、國非二君、民無兩主、率土兆民、以王爲主、所任官司、皆是王臣、何，敢與公、賦斂百姓」

仲大兄皇子(天智天皇)は皇太子の御時

「天無雙日、國無二王、是故兼并天下、可使萬民唯天皇耳」

と仰せられて大化の改新を實施せられたのである。

明治二十二年二月十一日帝國憲法發布の告文

「皇朕れ天壤無窮の宏謨に循ひ惟神の寶祚を承繼し舊圖を保持して敢て失墜すること無し、顧みるに

世局の進運に膺り人文の發達に隨ひ宜く皇祖皇宗の遺訓を明徵にし(下略)」。

斯く 天皇の至誠、絶體善の具現者なる神、仍ち眞理の人格化にあらせらることは建國以來一貫せる國民の堅き信念たる事實である、其古典中にある最古のものは前に述べたる「出雲國造神賀詞」に「^{アキツカミト}明御神止大八嶋國所知食須天皇命乃大御世」と言へる言葉である。

稱德天皇の朝和氣清磨は宇佐八幡の神託を得て

「我國家開闢以來君臣定矣、以^レ臣爲^レ君未^ニ之有^ヲ也、天津日嗣必立^{ハテヨ}皇緒、無道之人^{ハシク}早掃除^ス」(續日本記)

と奏上す、降りて文永七年蒙古中書省に送るべき牒文に

「凡自^テリ天照大神耀^ニ天統^ニ至^ニ日本今皇帝^ニ受^ク日嗣^ニ」

とあるは豊臣秀吉の明使に對する答書に

「夫日本神國也、神即天皇(帝)、天皇即神也、全無^ニ差別^シ」

と言へると共に大日本國民の信念を海外に宣明せるものである。

北畠親房の神皇正統記を著すや卷頭に記して曰く

「大日本は神の國なり天祖始めて基を開き日の神長く統を傳へ給ふ、我國のみ此事あり異朝には其類無し、此故に神國と云ふなり」と

其他國士並に神佛儒各道の大家悉く此國民の信念たる事實を宣明祖述し既に餘蘊無し、曰く

「日本國の王となる人は天照大御神の御魂の入り代らせ給ふ王也」(日蓮上人)

「國は是神國也、道は是神道也、祖は是 天照大御神也、一神の威光百億世界に遍照し一神の附屬永

く萬乘の王道を傳ふ、天に二日無く國に二主無し」(惟一神道名法要集)。

「天子と唱へ申すは字音にて元より漢語なれども、此天つ神の御子と申上の御稱によく叶つてゐる言で實に天子と稱すべきは我が 天皇に限ることで、夫に付て諸越の王を天子と云ふことの當らぬわけは漢字の大意に論辯いたすつもりでござる」(平田篤胤)。

「抑々日本は神國にして天祖天孫統を垂れ極を建て給ひしよりこの方明徳の遠き太陽とともに照臨ましまし寶祚の隆なる天壤ともに窮りなく君臣父子の常道より衣食住の日用に至るまで皆是れ天祖の恩賚にして萬民永く飢寒の患を免れ天下敢て悲望の念を崩さず、難有^{セヨコシ}と申すも恐多き御事なり」之は水戸弘道館記にして徳川齊昭の選文である、齊昭は幕末に當り最も公平卓拔なる見地を以て國學を批判し儒説を考察し其間に高邁な國體説を樹立せる會澤安に師事す。會澤安は又大孝の人にて父の歿後三年の喪に服した、彼の國體論は大義の永久性と云ふ點に於て特に光彩を放つてゐる、仍ち神州は天祖三神器を傳へ給ひ君臣の分定まりて天地開闢せしより一姓歷々として天津日嗣かはらせ給はず今日に至るまで天祖の遺體を以て臣民に照臨ましませば君臣の分天地と共に易らず、臣民の祖先は往時歷朝の仁澤に浴せしものなり。今日の至尊はまさしく天祖の正胤にして天地と同體になります、天地と共に始りたる大義なれば天地あらんかざり易る事あるべからず」又

「今日之日月、即太初之日月也、今日之皇統、即太初之皇統也、固與天壤並存」。

竹内式部は頗る平易に述べてゐる

「我が國では天子の事を天と云ふ……天神と云ふ……天子が天神ぢやに依つて……天子に背き

奉る事がならぬ……天を見たがよい云々」。

又靖献遺言の著者淺見綱齋が或人の「天皇に拜謁せるを聞き之に贈つた手紙に言へり
「天顔を拜せらること難有事にて候、天照大神より御血脉今に絶えず繼がせられ候へば實に人間の種にては無之候、神明を拜せらるる如く思はる由左こそあるべき事に候、我國に勝れて自讃するに勝へたるは只此の事に候、我が國の自慢と云ふは衰へたりと雖も幸に御血脉の絶えないで唐の堯舜の禪讓湯武の放伐の如くなることなし」。

右に掲げたる人士は悉く我が國の生める傑士偉人にして世界の英傑に比して敢て遜色が無い、而して其言は各時代國民の確信たる事實を克く闡明してゐる、近代的西洋流の淺薄凡俗の見地を唯一の論據として輕々に議するが如きは深く慎むべきことである。

大君は神にしませば天雲の

雷の上にいほりせるかも

(柿本人丸)

なにごとのおはしますかは知らねども

かたじけなさに涙こぼる

(西行法師)

われをわれを知ろしめすかやすべらざの

玉の御聲のかかるうれしさ

(高山彦九郎)

第二節 天津日嗣

天津日嗣と申すは天の火繼の義にして火繼は家督相續の意である仍ち太古高天原以來相承傳來し給へるところの神靈なる火に即して我が日本民族の大宗家たる皇室の傳統を意味するのである、而して日は火の至りて高く大いに且明かなるものである故に火繼は又日嗣である。要するに天にしては赫々たる太陽、地にしては煌々たる賢所大前の神燈は仍ち大日本皇統の象徴であつて之を内にしては天壤無窮の皇統を次代に表現し、之を外にしては高く掲照して以て大日本精神を太陽の如く普く世界に光被せしめ給ふものである。

天津日嗣の御繼承は天孫降臨の大詔に依り斷定されて居る。

「天祖より以來嗣々達はずして唯一種まします」(神皇正統記)

「天津日嗣は神の御末を嗣ぎ給ふを云へり」(賀茂眞淵)

「天津日の大御神の大御任ミサシを受け傳へまして其の大御業を嗣ぎくに知ろしめす由の御稱なり」(古事記傳)

即ち「皇御孫命」にあらせらる「天神の御子」なる皇祖皇宗の御血統の御方のみが適法の序次に依り皇位に即かせらることに限られてゐる、換言すれば代々の天皇は我國土及臣民の創造神なる天祖の神胤仍ち天祖の遺靈を承傳體得し給ふ現人神のみ承繼し給ふに在る。於茲君臣の分截然として天地の如し、實に我國體は天津日嗣仍ち萬世一系の皇統を中心生命と爲すことに依り神聖無比の絶體性を有するのである。

茲に御即位大禮の儀に就き略述す。

陛下が高御座タカミクサ、これは非常に宏大なもので始めから作つてある、この高御座タカミクサに昇らせたまふと同時に春興殿の方では兼々用意せる賢所カシコドコロ即ち天照大御神の御魂である神鏡を祭れる賢所を齋きまつれる御床を掌典が御昇き申しあげて高御座の陛下の御位置と御同列に御揃へ申すのである、これ即ち陛下が大統を繼がれ神位に即きたまひ以て此國を建てたまひ肇めたまひし所の皇祖天照大御神の御位に即かせられ現神アマツカミ、現人神アマヒトカミとならせたまひ祖神及歴世祖宗の一貫せる王道の御精神を以て我蒼生アホトドガを知ろしめさるの御主旨である。

大正天皇御即位禮の時山縣有朋歌へるのに

神と君と誠の通ふ時ならし

更けわたり行く大嘗祭オホニエマツリ。

抑々主權存在の組織は國家我の中心生命の存する所又國家我の意志の發動する所である、故に支那及西洋諸國は夫々主權確立の爲め君主天命說、君主神權說といふ思想を生ずるに至つた。左に之を記述して参考に資せんとする。

支那人信仰の中心は不動不變無窮である所の「天」である、天は時に上帝とも言ふ、此不動の天（上帝）を信仰の中心として確立しておき其下に一國主權者を置くのである、仍ち上帝が天下を掌つて居る所の眞の君であつて其天に仕へて天命を奉じ天意の如く下人民を治めてゆく所の者即ち君主であるのである。故に上帝は終始一貫の地位にあるけれ共普通の君主は天の意に従はずして懿德を失ひ人民を虐げる場合には既に君主たるの資格が無いといふのが即ち支那建國思想の根本にして支那人國家思

想の樞機なのである、從て堯は舜に禪讓し殷の湯王は夏の桀王を放伐し周の武王は殷の紂王を焚死せしめたが然し是皆天の意を體して行つたことになつてゐる、此思想は支那古文書を播けば枚舉に遑がない。

「爲天下主者天也、繼天者君也」（前漢書）

「天命有德、天討有罪」（書經）

「有夏多罪、天命罪之」（書經）

「天地革而四時成、湯武革命、順乎天而應乎人、革々時矣哉」（周易）

「或は禪り或は繼くも皆天命也」（朱子）

支那人の此の君主天命說は選立的君主にては其權威薄弱なる爲之を絶體化して民意を超越せしめんとの考に成れるものならんも反つて王位篡奪者の爲に恰適の口實を與へ易世革命内部的にも對外的にも國基薄弱、國を改むること三十幾回に及び終に現今の如く亂脉極まる國情を呈する様になつたのである。

西洋の君主神權說を説明せんには猶太の建國思想に就て顧みねばならぬ、其理由は猶太國より現出した基督教がローマ帝國の庇護の下に歐羅巴各國の宗教となり延いては亞米利加の宗教となつたので猶太の宗教史上に於ける建國思想は其影響の及ぶ所極めて廣遠にして今日の歐羅巴、亞米利加の建國思想を見る上に於ても非常に参考になり且又之等諸國の國民精神を遠く遡つて其の淵源に於て宗教上より知り得ることとなるからである。

「イスラエル」(猶太)の昔ギデオンといふ人があつた衆望の歸する所彼をイスラエルの君主に推したのであるがギデオンは「猶太人の王は即ち神エホバである」と言つて其推舉を退けたのである。後サウルと云ふ人が抽籤に依りエホバの命を奉じて下人民より拔擢されて王位に登つたといふ形式になつたのである、仍ち

「エホバ一日サムエル(豫言者)に云ひ給ふ明日一箇の人を汝に遣はさん、汝彼に膏を注ぎて我が民イスラエルの長となせ」又「サムエル呼びしどき……サウル籤に當れり、サムエル民に言ひけるは汝等エホバの擇み給ひし人を見るか……民言ふ……王命長かれ」

即ち猶太に於ては終始一貫して變らざる君主はエホバであつて其のエホバの意に従つて人民を能く治めて行く所のものがイスラエルの王になるのである、故に猶太建國精神は天に在るエホバの神のみ唯永久不變なる君であるが猶太國の君主は其の命に依り人民を治めるものであるといふのである、

即ち支那人の天對帝王の關係と同一である。

此のエホバなる猶太人の神は其後段々効驗が薄くなつたので猶太人は眞の救世主にして理想の君主なるメシアなるものが再び世に現れ猶太人を救はんことを豫言し期待して居た所が其の豫言が適中して現れたのが基督なる心靈界の救世主なのである、故に基督教國に在りては總國王と基督との關係が當に猶太王とエホバとの關係にあるのである。

「君主は全智全能の神の活像(イコウジン)である、臣民は僧俗の別なく絶體に服從すべきもので君主の爲す所の是非如何を問ふてはならぬ、之が即ち人民の爲に君主を立てた所の神の意志である」(ルイ十四世)

「國王は神の宰相である地上に於ける神の代理者である」「王位は神自らの位であつて人間のものではない」「國王は神に對してのみ責任を有す」「君主を神の代理者とし君位は神位なりとする國體は最善且神意に適するものなり」(ルイ十四世の宮僧ボツシユエー)。

此思想は更に廻轉して種々の方面に活動してゐる、即ちミルトンは「若し人民の君主を選立することが神の行爲であり王者を位に即かしめることの正當の理由となるならば、人民が君主を廢する行動も亦神の行動である」と言つてクロンウエルの共和政治を支持した。又ギリシャの雄辯家デモスゼネスは神權説を共和政治の本源たる法律にまで擴張引用して「各人が法律に服從すべき理由は幾らもあるが其重なる理由は法律が神の發明に係るものにして且神の賜つたものであるからである」と言つてゐる。

於茲支那竝に猶太延いては基督教國である今日の歐米諸國建國精神に對して我が建國精神及日本人の根本精神を比較精察すれば其處に水火の如き相容れざる差異の存する事が分明するのである、即ち支那及歐米諸國民信仰の中心及其建國の精神が天又は神なるに對して日本人の信仰の中心及建國の精神は實に現人神(アヒトカミ)に坐する天皇にあらせられるのである、又支那人及歐米人が天及神に永久不變の位置を認むれば我は 天津日嗣の御位に天壤と共に窮りなき御姿を拜するのである。

君と臣の道あきらけき日の本の

國は動かじよろづ代までも (明治天皇)

あめつちのひらけそめぬる神代より

絶えぬ日繼の末ぞ久しき
（藤原家平）

もろこしの代々はうつれざ敷島や
大和島根は久しうかりけり

（源通親）

第三節 民族の本宗

皇祖 天照大御神は天地の創造者にして國民の始祖なる天神の正統にまします、而して代々の天皇は天祖の遺靈を承傳體得し給ふ現人神に坐しますを以つて日本人は天皇に絶體に憑依しまつることに依り其本性を發展完成し得るのみならず日本民族の一體たる確信、意識及感情も天皇を中心として始めて存在し得るのである。

實に天皇は國民全體にとりて重要な生命の本質的關係に立ち給ふ王者、仍ち國民の血族關係の中心、精神生活の指導者、團體生活の統一者、而して又所謂主、師、親三德の具象人格として國民生活の具體的中心におはしますこと尙北辰其所に在り萬星之に共ふかぶが如し。特に純一なる大和民族より成る我が國民にとり 皇室は民族の本宗、民族の中心生命、民族の最高善、民族の體制意志、民族榮譽の根源而して國民人格の根基である、仍ち皇室を描いて日本民族無く、皇室の永遠無窮即ち日本民族の繁榮隆昌である。

古來我が國家及國民の最も發達せし時代は最も皇室に對する意識の明瞭なりし時即ち尊皇心の熱烈な時代であつた、神武時代を見よ明治時代を見よ、而して之に反対なる足利時代戰國時代を考ふるに

前者と正反対なる現象を示してゐるのである。

要之、日本民族の本宗たる 天皇は永遠に亘り日本國家を統治して國民共存共榮の道を統制し給ふ道統の主にてあらせらる、而して獨り日本民族のみならず人類共存共榮の道を統制して全人類の爲に一大寄與を齎し賜ふこと當に大日本帝國 天皇の一大使命なりと云ふべし。

「謹で神世の古典を稽ふるに所レ知青海原瀬之八百重也とは 皇祖伊弉諾大神の須佐之男命に事依コトヨナし賜ふ所なり、然れば則世界萬國の蒼生を安するは最初より皇國に主たる者の要務たるを知る」（佐藤信淵）

皇明光ニ日月ハ 帝國載ニ天地ハ
三才並泰昌、萬國表臣義ハ
（弘文天皇）

敷島や大和島根の朝霞
唐土までも春は立つらし
（後嵯峨天皇）

天照らす光に見よや日の本の
外までおよぶ神の恵は
（靈元天皇）

霞立つ大内山の朝日影
春の光は四方に満つらし
（光格天皇）

さしのばる朝日の影を鏡にて
世を隈なくも照してしかな
（明治天皇）

第四節 列聖の仁徳

山鹿素行は中朝事實序文に言へり、

「恒觀蒼海之無窮者、不知其大、常居原野之無畦者、不識其廣、是久而狃也、豈唯海野乎、中國之水土卓爾於萬邦、而人物精秀于八紘、故神明之洋洋、聖治之熙熙、懷乎文物、赫乎武德、以可比天壤也」（註、我國を中國と謂へり）

仍ち神の權威と仁徳を兼ね備へ給ふ列聖の天下を治し召し給ふや天日昭々として萬物育成し四時順應するに異らず、特に孤影悄然たる亞細亞民族中にありて獨り我帝國の東海に敢然卓立し東西兩文明融合の大任務に努力せんとする當に皇威の然らしむる所である、然し列聖の仁徳は之を史に載せて傳ふるもの甚だ多し仍ち錄して以て御盛徳の一半を拜する資と爲す。

天祖 天照大御神既に深く臣民を愛み給ひ養蠶稼穡の道を教へ給ひし爲め太古草昧の世に萬民皆其の業に服せり、又 神武天皇天下を平定し帝業を恢弘し給ひし時も肥沃の地を求めて穀麻を播殖せしめ厚生の法を勵まし教化を垂れ給ふた。

我が國には古來殉死の風ありしも垂仁天皇之を悲傷し給ひ群卿に詔して「夫以_テ生所_レ愛令_ニ殉死_セ者、是甚悲傷矣、其雖_ニ古風_ト、非_レ良何從、自_レ今以後、議_リ之止_レ殉_{シヨヲ}」と仰せられて之を禁止し野見宿禰の建議を納れさせられ埴を以て代へしめられた。又 天皇六十二年の詔に宣ふ「農天下之大本也 民所ニ恃以生_テ也、今河内狹山埴田水少、是以其國百姓怠_テ於農事、其開_ニ池溝_ヲ以寬_ニ民業、冬十月造_ニ依網池、十一月作_ニ刈坂池反折池_ヲ」仍ち農事に宸襟を勞せられ躬ら事を督し給へるを觀るべし。

仁徳天皇は難波に都し國運隆昌の基を開かせられた、四年高屋に登りて遠く望み炊烟の起たざるを看そなはし「封畿の内尙給せざるものあり況や畿外の諸國をや」と宣ひて三載課役を免せられ給ふた、於是宮垣は崩るも造らず、茅茨壊るも葺かず、風雨隙に入りて衣服を霑らし星辰壞_{ナブレ}より漏るるに至つた、然るに此後風雨時に順ひ五穀豐に穰り三年の間百姓富寛炊烟亦繁れり、七年四月「朕旣富矣、豈有_{ラジ}愁乎」と仰せられ尙「天之立君爲百姓、然則君以百姓爲本、是以古聖王者、一人飢寒_{スバ}顧_{ミテ}之責_ム身、今百姓貧則朕貧也、百姓富則朕富也、未_レ有_ニ百姓富君貧_ハ矣」と詔ふた。九月諸國悉く請ふて曰く「課役竝に免せられて既に三年を経たり、此に因りて宮殿朽壊府庫已に空し、今黔首富饒、路遺を拾はす」ご然れども猶聽されず、越えて十年十月初めて課役を科して以て宮室を造られた、於是百姓促がされずして老を扶け幼を携へ材を運び質を負ひ日夜を問はず力を竭して爭ひ作りし爲め幾時を經ずして宮室悉く成つたのである。後に藤原時平が

「高_ヒごのに登りて見れば天の下四方に烟りて民ぞ富みぬる」

と読み又和漢朗詠集に

「高きやに登りて見れば煙立つ民の竈は賑ひにけり」

とあるは共に天皇の御徳を頌せるものである。

雄略天皇の遺詔に

「方今區宇一家、煙火萬里、百姓安_{カナヒシダガウ}、四夷賓服す、此れ又天意、區夏を寧かにせんと欲す、所以に心を小_サめ己を勵まし日一日を慎むは蓋し百姓の爲めの故なり、臣連伴造毎日朝參し國司郡司時

に隨て朝集す何ぞ心府を罄竭して誠勅懃懃ならざらんや、義は乃ち君臣情は父子を兼ね、庶くは臣連の智力内外の觀心に藉つて普天の下をして永く安樂を保たしめんと欲しき」とあり聖旨の程誠に感激に堪へぬ次第である、特に「義乃君臣、情兼父子」の御精神は歴聖の御心であつて 大正天皇即位禮の勅語にも

「爾臣民世々相繼ぎ忠實公に奉す義は則ち君臣にして情は猶ほ父子の如く以て萬邦無比の國體を成せり」と仰せられてある。

繼體天皇は「天より黍庶オホミダカラを生じて樹つるに元首キミを以てし助け養ふことを司らしめ性命を完からしむ」と詔せられ、元明天皇の御即位の際の詔にも「遠きすめろぎの御世を始めて天皇スメラが御世御世天津日嗣コトダと高御座に坐して此の食す國天の下を撫で賜ひ慈み賜ふ事は辭立ワフつにあらず、人の祖オヤの己ワフが弱子オホミダカラを養ひ治むることの如く治め賜ひ慈み賜ひ来る業ハタチとも神ながら念ほしめす、是を以て先づ天の下公民オホミダカラの上を慈み賜はく」とあり、

又 元正天皇は「國家の隆泰は要、民を富ますに在り、民を富ますの本は努めて貨食に從ふ」又「朕四海に君シテし臨みて百姓を撫育す家の貯積人の安樂を思ふ」と詔せられたり、之等は素より獨り三天皇の御志であつたばかりで無く歴代の大御心とし給ふた所である。

聖武天皇は天下の痼疾に染沈して年を経て癒へぬ者或は重病を得たる者を憐み給ひて洽く醫藥を給せられ、尚天平二年には始めて皇后宮職に施藥院を置きて諸國をして職封並に大臣家の封戸庸物の價を以て草薬を買ひ取り毎年之を進めしめ以て天下の疫病に苦しむ者を救はせられた。

又、桓武天皇は「民は惟れ邦の本、本固ければ國寧し」と詔ひ 仁明天皇は「敬コトヲ神ク如レ在カ視コトヲ民シ子シ」と仰せ給へるが歴代天皇の詔書には必ず此御言葉が現はれてゐるである。

醍醐天皇は曾つて寒夜嘆じて「朕深宮に在り屏帳相圍むも猶ほ寒氣を覺ゆ、況んや賤民の衣褐無き者をや」と宣ひて衣を脱して其苦を察し給ふた。

孝明天皇紀に見ゆる慶應元年二月、春日祭復舊の宣命に「天下を安國オホミダカラと平げ、公民オホミダカラを康樂に居らしめ給ひて天皇朝廷スマラカカドを寶位動き無く常磐堅磐トキハカキハに夜の守り日の守りに護り幸サキハひ給へと恐カシコみ恐カシムみて申し給はくと申す」とあるは允に善く皇室の無窮カニハと仁慈カニハとを表明せられたるものである。

明治大帝の御仁德につきては申す迄も無し、茲に其二三を記すべし。

明治元年三月の御宸翰に曰く

「竊に考るに中葉朝廷衰へてより武家權を専らにし表は朝廷を推尊して實は敬して是を遠け億兆の父母として絶えて赤子の情を知る能はざるやう計りなし遂に億兆の君たるも唯名のみに成り果其が爲今日朝威は倍、衰へ上下相離ること零壊の如し、かかる形勢にて何を以て天下に君臨せんや、今般朝廷一新の時に膺り天下億兆一人も其處を得ざる時は皆朕が罪なれば今日の事朕自身骨を勞し心志を苦め艱難の先に立ち古列祖の盡させ給ひし蹤を履み治蹟を勤めてこそ始て天職を奉じて億兆の君たる所に背かざるべし、往昔列祖萬機を親らし不臣のものあれば自ら將として之を征し玉ひ朝廷の政總て簡易にして如此尊重ならざる故君民相親みて上下相愛し徳澤天下に洽く國威海外に輝きしなり」。

西郷隆盛書簡の一節に「特に士族より被召出候侍従は御寵想にて實に狀大なる御事に御座候、後宮被爲在候義至て御嫌ひにて朝より晚迄始終御表に出御被爲在和漢洋の御學問次で侍従中にて御會議も被爲在御寸暇不被爲在御修行而已に被爲在候次第にて中々是迄の大名等よりは一般御輕裝の御事にて御修業御勉勵は格別に候然る處昔日の主上にては今日は不被爲在餘程御振替被遊候段三條岩倉の兩卿さへ被申居候仕合せに御座候

一體英邁の御質にて至極御壯健近來は箇様之御壯健の主上は不被爲在と公卿方被申居次第に御座候是よりは一箇月に三度も御前にて政府は勿論諸省の長官被召出候て御政事の得失等討論し且研究可被遊段御内定に相成申候

「變革中一之御好事は此御身邊の御事に御座候、全く尊大の風習は更に散じ君臣水魚の交りに至り可申事と被存候云々」である。

左の文は明治四十五年七月三十日のロンドンタイムスに載せたる 明治天皇頤德記の一部である。
「斯くて一八九四年(明治二十七年)支那に對する戰爭勃發し大本營を内海の邊比較的小市なる廣島に定められたる當時此の大本營は 陛下の御ために何等御身心を慰め奉るべき設備も施されざりき、事實上 陛下は普通の旅館に於けるよりも遙に劣れる御生活を營み給へり然も 陛下は之に就いて何等の御不足も仰せられず宮内大臣はせめて新に宏快なる一室を建造し奉らんと奏上したる時 陛下は之が允許を肯せられず却つて問ひ給はく結構なる宿舎に於ける生活と滿洲の雪中に於ける兵卒の露營と抑々何を以てか其の差を比較すべきぞ、仁愛は 陛下の御性格に於て顯著なる一特質なり旅順口陷

落の報 陛下に達するや當時 陛下に近侍したる人々の語る所に依れば御満足あらせられたる 陛下の最初の御感情は忽ちにして支那の皇帝及皇太后の必然免れ難き痛心苦慮に對する御憫察の情と變じたりと云ふ。

陛下が居常軍隊中の病者傷者に對し深甚なる憂慮を懷かせられ絶えず各病院を見舞ひて患者に金品を恵み給ひたる如きは改めて絮説する迄もなし、且 陛下の御仁愛は單に陸海軍傷病者のみに留らず天下のあらゆる病者貧者に及びたり。洵に 陛下が不斷洪海の量を以て慈善事業の爲に資金を下賜せられたる一事程 陛下の永き御治世を通じて顯著なるもの斷じてあらざるなり、此の御目的の爲めに投せらるる莫大の金額は人をして帝室が克く斯の如き夥多なる支出に堪へ得べきかを訝らしめたり、然れども一は 陛下御自身の生活が殆んど峻嚴を極めたる簡素なる程度なる事且 陛下は多額の金圓を要する一の趣好だも有し給はざりし一事とを以て半ばは如上の疑問を解くことを得べし。

一八七八年(明治十一年)にありし事實は能く 陛下の御仁慈を説明せり、即ち越後國御巡幸の途上陛下は鹵簿を拜せんとて集へる民衆の中に多數の眼を病める者を認め給へり、旅館還御後 陛下は命じて是等の病者若干名を喚び來らし侍醫をして診察せしめ多分に醫療の資を下賜せられたり。

猶一つの事例は 陛下の御氣質の眞實質樸にして自然なる一面を證明するものとして此の條下に記述せらるべきものあり、即ち日清戰爭の酣なる頃 陛下の廣島に御滯在中御自身の御工夫にて「四箇の戦具より成る花瓶」を御手づから御製作あらせられ今も猶保存せらる、枠は騎兵の鎧より成り花托は砲兵隊用の導水管の空管を以て作られ而して野戰電信隊の電線及び槊杖を以て全體を結び付けられ

たるものなり」（望月小太郎編「世界に於ける明治天皇」）

夜を寒みねやのふすまのさゆるにも

わらやの風をおもひこそやれ

（後鳥羽天皇）

いたづらに安き我身ぞはづかしき

苦しむ民の心おもへば

（伏見天皇）

世治まり民やすかれといのること

我身につきぬおもひなりけれ

（後醍醐天皇）

雨に思ひ風に心をくだくかな

民のしわざのただやすかれど

（孝明天皇）

照るにつけ曇るにつけて思ふかな

わが民草の上はいかにと

子等はみないくさの庭にいではてて

翁やひどり山田守るらむ

暁の寐覺静かに思ふかな

おのが治むる國はいかにと

あつしともいはれざりけりにえかえる

明治天皇御製

水田にたてる賤をおもへば
桐日桶かきなでながら思ふかな

すきま多かる賤が伏家を

夏の夜も寐覺めがちにぞ明かしける

世のため思ふこと多くして

大宮の火桶のもどさむき夜に

みいくさ人は霜やふむらむ

（昭憲皇太后）

今上陛下御製（攝政に御座せる時）

あらたま年のを迎へていやますは

民をあはれむ心なりけり

第一章 世界新興國の國體

（本章中の年號は總て冒頭の「西紀」を省略せり）

茲に英、佛、墺、獨、伊、露、米其の他歐米新興諸國々體の概要に就き述ぶ。

抑々我が國體の宇内に冠絶するは尙富士の秀峰碧空に聳ゆるが如く四近群小の連峰と同日に語るは倫を失するの嫌がある、然れども彼を知るは我を識る一法であり特に方今歐米文物思想の輸入日に月に増加する際我が國體の研鑽と相俟ちて彼の真相を知ること亦切要なりと言はねばならぬ、今各國國

體略述に先ち歐洲諸國に共通にして著明なる事項を概説する。

1、中古建設せられたるゲルマニ民族の諸國家は其由來する所既に甚敷征服、權力、封建及私產の國家である、仍ち此國家の王と稱するものは比較的地位高き一諸侯が自家の名譽及權勢の慾に驅られて百方苦辛盡策の結果漸く王位を得たるものに過ぎない、故に一度王權を確立するや言を神命に借りて國土を私有財產視し搾取、壓迫、享樂、誅求、放恣至らざる無きものが甚だ多い。假令名君と稱するものも其根底は正義王道に非ずして單に王位の安定及自家の擁護を目的と爲すものであるから一旦調子に乗れば搾取せる人力資源を濫費して世界の耳目を聳動せしむ、然し驕る者久しからず又忽ち天下の驚嘆裏に覆滅すること坊間稱する成金なるものに類するものがある、之を國家に於て看れば奥匈國及舊波蘭あり、之を王統に於て看れば佛ブルボン家露ロマノフ家あり、之を國王に就て看れば佛ナポレオン一世、英チャーチス一世あり、而して遂に枚舉に遑が無い。

王道蕩々與天地窮り無き皇室を奉戴する大日本國民より是等を觀れば當に國家的狂言の感がある。2、佛蘭西國民がブルボン王家の横暴を怒りてルイ十六世を死刑に處したるは一七九三年である、其後守義の如き恐嚇政治を經て十年後の一八〇四年にナポレオン一世を佛蘭西人の世襲皇帝に選舉した、然るに一八一四年ナポレオン一世がエルバ島に謫せらるるや再びルイ十六世の弟ルイ十八世を迎へて王とした。後ナポレオン一世の百日天下の事ありしもブルボン王朝は幸に王弟チャーチス十世に及んだが又七月革命（一八三〇年）あり王は英吉利に出奔して王族オルレアン公ルイ・フィリップが王位に即いた、然るに一八四八年二月に革命が起りルイ・フィリップ亦チャーチス十世の後を逐ふて

英國に遁るるに至り茲に共和政體を宣言せしが僅々四年後一八五二年ナポレオン三世が帝位に登つた。ナポレオン三世亦命長からず一八七〇年普軍の軍門に降ると共に再び共和政體を制定して今日に及んで居る。

英國の國民性は保守着實なるを以て佛國民の如く粗暴過激ではない、仍ち逐次に王權を國民の手に回収して王の專制を未然に防ぐことに成功した。然し一六四九年ジエームス一世を死刑に處したクロムウエルの共和政體も十一年の後クロムウエルの死と共に廢止されて前王の子王位に即いた、然れども其弟ジエームス二世再び專横に陥るを見て王政復古後二十八年（一六八八年）名譽革命と稱して王の女婿たる和蘭總督ウキリヤム三世を迎へて英國王と爲した。

如斯君主政體、民主政體の錯綜して止む無きは何故であるか、之を「ルツソー」に又「トーマス・アクキス」の言葉に聞けば前者曰く「天下未だ一人の眞王あらず」と、又後者曰く「若し理想的の君主を得たならば君主國は良い國體であるが實際に於ては三種の國體（君主貴族民主）の混合が最も良い」と、又以て彼等が理想的國家を暗中模索しあるの状を窺知する事が出来る。

「百姓の富めるは朕が富めるなり」と仰せられた聖帝を戴く我が國民たるもの當に靜思反省すべきである。

3、中世紀の歐洲國家は眞の意味の國家では無く何れも王と稱する者の私有財產であつたのである、仍ちノールウェーの王位繼承戦、ボーランドの繼承戦、オーストリア繼承戦、バベニア繼承戦等は皆この私有財產見解の發露である。歐洲に於ては一人の王が數國の國王を兼ねた例は珍しくないのである。

つて神聖ローマ帝國のフレデリック二世がドイツ、ナボリ、ロンバルディヤ、エルサレム、ブルグンドの五箇國の兼任王であつた如き、ドイツ王神聖ローマ皇帝チャールス五世も同時にスペイン、オースタリー、ネーデルラント、ナボリ王であつたが如き皆これである。又國土や人民を王者の私有財産視した別の例を舉ぐればフランク族のフランク王國では、王の歿後領土從つて其の中に住居する人民は私有財産と看做され諸子に分配された、即ちチャールス大帝の子はルイ一世一人であつたから格別問題は起らなかつたがルイ一世には三人の子があり、長子は王位を繼ぎ他の二子にはそれくゞ土地が分配されそれが爲争亂を起し終に東西フランク王國と伊太利王國とに三分立し現今の獨、佛、伊三國の起源を爲したのである。

斯く私有財産獲得の欲望のある以上國土間に王位繼承戦が起るのはやむを得ない現象であつてスペインでは十八世紀の始めチャールス二世に男子が無かつたのでその親族たる佛國の王子とオースタリーの王子とが相續争ひを起し英國王がこれに干渉して成功せず遂に王位繼承戦となつた。其他英佛百年戦争でも英の薔薇戦争でも皆同性質のものである、つまり歐洲では中世紀以來十八世紀頃迄は極めて少數の小國家を除いて公共國家が無かつたのである。

然るに明治天皇の明治維新の詔に

「蒼生の安不安は朕が天職を盡すと不盡とに有れば日夜不安寢食甚だ心思を勞す(中略)天下萬姓の爲には萬里の波濤を凌ぎ身を以て勞苦に當り」

と仰せられ又臣民を古來大御寶、オホミタカラ公人オホミタカラと稱へさせられしが如き只恐懼の念あるのみである。

4、文藝復興成り宗教改革成就して人心覺醒し、地理上の發見相次ぎて人民の富力發展するや王室と人民との確執は甚しくなり國土人民を私有財産視して人民を酷虐虐待せる國王を倒し民主共和の實を擧げむとの論俄かに勃興せるは當然である。今其革命と呼稱する大なるもののみを擧ぐるも英國には一六四五年のクロムウエルの革命、一六八八年の名譽革命、佛國には一七八九年に勃發した大革命、一八三〇年の七月革命、一八四八年の二月革命、獨逸には一九一八年世界大戰末期の革命あり、而して一九一七年の露國大革命に至りては言ふに忍びざるものとす。

翻つて我が國史を見るに革命と稱するもの勿論絶無なるのみならず大化の革新、明治維新、憲法發布等悉く天皇の御聖旨を拜して下臣民の之を翼讃し奉りたるものである。

獨逸貴族シーボルトの言に「西洋各國の革命は國王に對する不滿から起つて其結果は常に王室の權威を縮小し或は全く顛覆するものであるが日本の革新は之に反して革新毎に皇室の稟威を益し繁榮を増進する」(國民性十論)とあるは克く我が國體の長所を言明し得たものと云ふべきである。

5、次に各國憲法に就き若干述べるべきも詳細は各國史の部に編入してある。

英國憲法は不成典憲法として世界只一のもので長年月の歴史を有するに於て有名である、此不成典憲法は君主と人民との約束即ち人民が君主の專横を制せむが爲め君主の權利を逐次分割せしめて後の證據の爲め文書に書き表せるものが集積したのである。斯くして英國民の民權は漸次擴大し現在英國憲法の實際の運用より見れば下院即ち一般國民代表者の專制にして下院を通過せる議案は上院之に反対し得ず國王亦拒否權を行ひ得ざる慣習である。

米國憲法は近代憲法の元祖で其起源は遠く一六二〇年英國を去つて米國に移住せる清教徒の社會契約的のものから出て居る。

佛國第一回憲法は歐洲に於ける最初の成典憲法であつて米國の新制度を羨望して一七九一年に制定し人權及公民權を確立せる點に於て有名である、其後何回も無く改定せられ一八一四年ルイ十八世の制定せる憲法は君主を基礎とするが尙英國憲法を模範とする。一八三一年制定せられたる白耳義憲法は佛國の前後二回の民主主義憲法及君主主義憲法を土臺とするもので當時理想的と看做され戰前の普國、奥地等の憲法は之に則れるものである。

戰前の獨逸各聯邦の憲法には何れも「君主は統治權を總攬す」の意味を規定せるも君主及主要機關の權能を研究すれば完全に統治權が君主に存するものでない。

要之、歐洲君主國の近代憲法は君主の權能を抑制して其横暴を防ぐとする精神であつて其甚しきは所謂「王は臨座すれども政治せざる」の位置に君主を置くを以て其目的として居る。

「（前略）顧みるに世局の進運に膺り人文の發達に隨ひ宜く皇祖皇宗の遺訓を明徴にし典憲を成立し條章を昭示し内は以て子孫の率由する所と爲し外は以て臣民翼賛の道を廣め永遠に遵行せしめ益々國家の丕基を鞏固にし八州民生の慶福を増進すべし、茲に皇室典範及憲法を制定す。（下略）」
と仰せられし如く實に純乎たる欽定憲法にして天皇親政の實を徹底せしめむとするものに外ならぬい、亦以て我が國體の尊嚴を知る事が出来るのである。

6、歐洲諸國の歴史には古來國家的非道慘酷な記録が甚だ多い。

其侵略的掠奪的行動は勿論のことであるが尙一五七二年八月聖バルトロ祭日には佛王チャールス九世の母后カザリンが巴里市の新教徒二千餘人各地方の新教徒七千餘人を殺した等のことが數多ある。其他露國民の猶太人支那人の虐殺、西班牙人の南米征服の際の虐殺等異人種に對する彼等の態度は特に甚しい、又支那人に至つては白起が趙の降卒四十萬人を坑にしたと記されてある。

然るに日本歴史には斯の如き國家的非道の振舞は絶対に無いのみか百濟滅亡の時は男女四百餘人の歸化人を近江國に置き田を給せられ翌年には二千餘人を東國に移し皆官食を給つたのである、其他是に類する例は史上にいくらも見えてゐる。

於是國民たるもの先づ己を知り次に彼を究むべきである、以下列國の國情を述べん。

一、英 國

ブリタニア（イギリス）には元ブリトン人（ケルト族）土著せるが西紀元前五十五年頃羅馬のケーザル之を征服した、續て五世紀中頃に至りゲルマニ民族たるアングル、サクソン、ユートの三種族大舉して侵入しブリトン人を驅逐して七王國を建てたが八二八年アングル・サクソン系のエセツクス王之を統一してイギリス王となる、然るに十一世紀にはデーン人の侵寇あり又一〇六六年には佛ノルマンデー公ウヰリヤム英國を占領し佛國の一諸侯として英王を兼ねるに至つた而してノルマンの王朝は十二世紀に絶えたるも佛アンジュー伯ヘンリー二世入つて繼ぐ。於是アングロ・サクソン種は下層民として遇せられ英語を語るは野卑なりとして宮廷、上流社會、裁判所等は總て佛蘭西語を使用した、ので

あるが此ノルマン人とアングロ・サクソン人との融和は百年戦争(十四世紀—十五世紀)に至り漸く具體化さるに至つたのである。

一一九九年ジョン王立つに及び無能暴虐重税を課するので英貴族(ノルマン系)は佛王の子を迎立せんとするも成らず、依て同盟して己等の権利を尊重すべく迫りたるもの亦無効に終つたので遂に王と戦闘を開き一二一五年マグナ・カルタ(自由大憲草)を強要調印せしめた、之れ現英國憲法の基礎である。其主なる條件を舉ぐれば

- 1、新に租稅及補助金を徵收する場合には今後必ず僧侶貴族等の大會の承諾を要すること。
- 2、一切の自由民は國法に従つて其同階級のものばかりで構成した裁判所の裁判を受くること。
- 3、諸市の有する特權を尊重し商人の自由交通を許すこと。
- 4、一切の自由民は國法又は正當なる裁判の結果に非ずむば決して逮捕禁錮或は追放刑戮の刑に處せざること。

仍ち憲法政治の模範とせらるる英國憲法は如是事情に依つて第一歩を踏み出したのである。

次でヘンリー三世は法王に莫大な献金を爲し失費大なるを以て貴族の集會は之に反抗したるも王の反省を得る能はず遂に王を捕虜とした、然るに皇后が外國に在りて募兵しつつありと聞き貴族のみにては不安なるより各州より獨立武士二名、市府より代表者二名を選出し議案に與らしめた、之れ後の國會下院の濫觴である。斯く英國は最初王權が大であつたが暴君暗主聚斂を事とし國威を失墜せし爲め貴族は人民の力を借りて之に抗し後には國王亦人民に頼りて貴族を抑へんとするに至つたので人民は

王と貴族の中間に立ち漁夫の利を獲て逐次憲法上の権利を獲取するに至つた。エリザベス女王(一五五八—一六〇三)は西班牙の無敵艦隊を破りて英海軍の基礎を作つたが女王の死後チャーレス一世が佞臣の言に動かされて帝王神權説を固執し恣に議會を解散して民意を蹂躪し舊教徒を擁護して清教徒を壓迫したる爲め一六四九年クロムエルは國會軍を率ひて起ち王の軍を敗つて王を死刑に處した。クロムエルの死後(一六六〇年)國會はチャーレス二世を迎立して英國は再び保守專制の政治に復せしも王の弟ジエームス二世の舊教徒を擁護して又々横暴を恣にするや貴族中の有力者は王の女婿和蘭總督オレンジ公を迎へ王を佛蘭西に奔らしむ、之を名譽革命と稱す(一六八八年)。オレンジ公はウキリアム三世と稱し即位後直に權利法案を裁可して人民の権利を明かにしたが此法案は前記マグナ・カルタと相並んで英國憲法の保證となるもので斯して民權は益々伸張したのである。

英王の暴政に付一例として薔薇戦争(一四五五年—一四五六年)後民力疲弊の時機に乘じヘンリー七世(十五世紀末)の實施せる奇抜なる事柄を掲げん。

王はモルトンの又といふ所得稅法を制定した、之に據ると平生某が驕奢を恣にして居るのを見るど、それは有り餘るほど收入がある證據なりとして多額の所得稅を課し、又某が質素の生計を立て居れば貯蓄が澤山出來て居るを認めて之にも重稅を課するのである。又舊王室領又は正當の所有者の無くなりし爲め王室領となる筈なりし土地山林等が長き戰亂中にいつとは無く民有地となりそれが相續購買に依り轉々して現所有者の手に渡り今は所有權の確立しあるものさへ王は少しも斟酌無く回収して王室の財産とした。

又王は王權の伸張を計らむが爲め私人の蓄兵を禁せるが嘗て一貴族が王を請待するに當り其從者に制服を著せ帶劍して禮を厚ふせるの故を以て之を嚴罰せる事があつた。

以是王室の交替甚しきものあり、假令姻戚の關係あるものを含むとは言へアングロ・サクソン系、デン人、ノルマン王朝、佛王の支族、蘇國（スコットランド）王、和蘭の侯家といふ順序を經て現在の皇室は一七一四年（二百五年前）獨逸ハノーバー家から迎へたものである、（世界大戰半ばよりウインゾル家と改稱す）、從つて國民の國王を觀ること一名譽の府に過ぎざるが如きは寧ろ宜なりと云ふべし。

此ハノーバー王朝の第一世はジョージ一世（ジェームス一世の曾孫）と云ひ五十五歳の時獨逸から入つて英王になつたのであるから英國に趣味を有せざるは勿論全然英語を知ら無い故大臣との談話も極く不完全なラテン語を以て漸やく用を辯ずる程度である、從つて宰相の呈出する書類も一向譯が分らぬから總て同斷同斷を連發するのみである、又議會へ出席しても何事も分らぬから自然缺席勝であつた。其次のジョージ二世も大略同様であつた、三代目に到り漸やく英語も出來て英國に親みを持つに至つたのである、曾つてジョージ二世は「此國の宰相は王である」と言はれたことがあるが如斯して王は臨坐すれども政治せざるに至つたのである。

大英帝國中蘇國はケルト民族の一種でノルマン系の王を戴けるも常に英國と對立爭鬭し一七〇七年に至り蘇國在來の法律、宗教等を變更せざる條件の下に兩國合併した。又愛蘭問題は英國腹中の病である、素と愛蘭人はケルト種を主とし舊教を奉ず而して過去七百年の間英人の抑壓惡政を受け且嶋内

は殆ど英人之が地主であつて愛蘭人は借地人として高率の地代を拂ひ貧窮の生活を營んでゐた、於是愛蘭人の叛抗斷ゆること無く特に其自治案は多年英政界の癌で一度成らんとして世界大戰に遭逢した、然し大戰後一九二〇年自治案成り尙一九二二年愛蘭自由國創設せらるるに至る。

二、佛蘭西

ゲルマニ民族中フランク種族の一酋長はフランク諸部を統一し全ガリアを平定して五〇七年王朝を建て巴里に都した。其後凡そ二百五十年を経て宮宰ビビンは王權の衰頽に乘じローマ法王に使を遣し問ふて曰く、

「王の實權を有するものは王と稱すべきや」と、法王即ちビビンの意を察し「王の權力を有するものが王と稱するは適當なり」と答へ彼の頭に油を灌ぎフランク國王と認定した。

ビビンの子カロロ大帝（七六八年）は領土を擴張し西ローマ帝國を再興したる後中部伊太利をローマ法王に與へた、而して此大帝國は王の死後三分して皇子に分配し東フランク（ゲルマニヤ分子を大多數とす、現今の獨逸）、西フランク（ローマ化せるケルト種を主とす、現今の佛蘭西）及伊太利（ローマ分子）を建設した。

如斯フランク王朝の混亂に乗じて地方官は各々領地に據り半ば獨立の状態となり封建の素地を作つたのである、此時に當つてスカンデナビヤ人たるノルマンが南下侵寇して猖獗を極めたので巴里防禦に功を立てたバリー伯を王として（九世紀）之が防禦に努力せるも侵寇尙止まず纔かにノルマンの酋長に王女を與へて之をノルマンチー公と爲し和を媾じたのである。斯くて十世紀の頃には佛蘭西國內は

百数十の大侯國と七萬の小封土に別れフランス侯ユーラ・カーベーが九八七年、王位に即き現佛蘭西の基業を開く迄には王統を更ゆる四回に及んだ。カーベー王家は漸次公伯諸侯の領地を没収して王權を擴張し英國と百年戦争（一三三九年—一四五三年）を交ゆるに至つた、百年戦争とは佛王歿して男嗣無く從弟フリツブ六世之を嗣ぎしに對し佛王の外孫たる英國王エドワード三世が佛王位を要求せるに起因す、此戰に於て佛國の侯伯多く英國に左袒せる爲め英軍大勝を博するに至つたが一少女ジャンダーカ身を挺して佛王を救ふに及び勝敗の勢逆轉した。爾後國民の愛國心漸次發達し王權次第に確立したが王統が民族統一の中心たるが如き事は全然無かつたのである。

斯くて王室は結婚政策、買收、沒収等を以て全國を併呑するに至り後一五八九年王家の一支流ブルボン家が入つて王統を繼いだ。ルイ十四世（一六四三—一七一五）に至り「朕は國家なり」と稱して豪華を極め專恣の振舞を盡し又猥りに外征の師を起して財力を靡した、然れば表面上佛國の國威は大いに振張し宮廷は社交界の中心となり、列國は佛國の學藝風尚を模倣し、佛蘭西語は歐洲諸國の外交語として用ひらる様になつた、特に宏大なる土木を頻りに興しベルサイユ宮殿は其代表的のものである。然れども其文化は帝王の威嚴を誇示せむが爲め徒らに人目を眩惑し仰々しいものであつて閑雅優美的の風に缺けてゐる。

此ベルサイユ宮殿は其後歴史的由緒甚だ多く特に一八七一年普魯西王於茲莊嚴なる獨逸皇帝即位式を擧げ、又一九一九年六月獨逸全權委員於茲米大統領ウルソンの采配を振れる講和條約に調印した。斯くベルサイユ宮殿を中心としてルイ十四世、ウイルヘルム一世、ウイルソン大統領と列べて

みると世界的霸王の榮枯盛衰が窺はれる。

於是佛蘭西の内政財政は外征と奢侈と專恣の爲め糜亂空渴した、其一例を舉ぐれば王は國內十二ヶ所に宏壯な離宮を有し一年平均四十七回の狩獵を行ひ其一行一千六百人に上り是等の爲め宮廷の冗費は國庫全收入の四分の一を費すと云ふ豪奢である。次に貴族僧侶は國土の過半を領して租稅を免れ驕奢淫佚を盡してゐるのみならず政府の高位高官を悉く獨占して徒らに賢路を塞いでゐる爲に學藝に秀でたる者又は才能ある者も貴族に非ずむば社會に相當の地位を得て其技倆を發揮し得ないのである、又下領内の人民よりは種々の稅を徵し或は之を賦役に驅使して專横を極むるけれども人民は之に對して爭ふも政府に緣故を有せざるものは常に敗訴するのが常であつた、而して政府部内はご観れば冗官多く事務が舉らぬと云ふ有様である。如是狀況に對し農民は全く奴隸であつて働けば働く程重稅を課せられ誅求され又理由無く禁獄さるる状態に在つて當時の農民は二十餘歳の女子も一見四十歳位に見ゆる程窮乏して居つたと言ふ。

ルイ十四世の歿後曾孫ルイ十五世王位に即きしも之又酒色に耽るのみにて政治の紊亂一層の甚しきを加へ遂に王は「朕の死後將に大洪水あるべし」と豫言して歿した、此のルイ十五世の驕奢に亂費した費用一年六千七百萬法なるに對し農民を觀れば彼等は田畠收入の五割三分は國庫一割四分は寺院一割五分は領主に收るのであるから自分の手に殘るは僅に一割八分に過ぎぬ、爲に窮乏其極に達し黒バソと草根を以て辛うじて餓を凌いでゐたといふ慘澹たるものであつた。

於是佛蘭西大革命は遂に來たが之は落ちつくべき物が落ちついたといふに過ぎぬので

ある。仍ちルイ十六世は一七九三年國會の決議三百六十票に對する三百六十一票即ち一票の差を以て刑場の露と消えた、王の死刑後起れるものは恐怖政治であつて、當初は舊皇族、貴族を殺戮してゐたが後には宛かも狂犬の如く誰彼の差別無く總ゆる方法を利用して殺人を實行したのである。然しロベスピエールの死、デヤコビン俱樂部の解散、執政官政府の樹立後佛蘭西の秩序は漸く恢復されたが革命軍の一將ナボレオン・ボナバトルが稀代の雄略を以て外征に功を奏するや醉ひ易き佛蘭西人は其赫々たる武勳に心酔し彼に獨裁君主同様の實權を與へ遂には一八〇四年彼を皇帝と仰いでその專制政治下に忠良の民となるに至つた。これは佛蘭西革命史に引續きて起つた事件として餘りに逆轉の甚だしきを思はせる、彼は推されて皇帝となるやその戴冠式に於て「朕は佛國領土の充全を擔保し信教の自由を尊重し人格の平等を保障し不當の課稅をなさず永く佛蘭西人民の利益幸福名譽を併せて増進せんことを誓ふ」と宣言したが既に皇帝としてその位にあり殊に己を恃む事彼の如きものとしては純然たる專制あるのみである、事實に於て佛蘭西はもう一人のルイ十四世（勿論君主としてより優秀なるものには違ひないが）を得たに過ぎなかつた。然し佛蘭西人はひたすらに大ナボレオンの光榮に醉ひ此の全歐の征服者を己の國の君主として戴いて居る事を誇りとしてゐたのであるが驕る者は久しからず露國遠征の失敗で終に帝冠を打落され、ワーテルローの一戦に再舉の計破れてセントヘレナの一流人としてその雄圖を一孤島の土に埋むるに至つた。ナボレオン歿落後ルイ十六世の弟ルイ十八世が王位に即きしが其死後王の弟チャール十世位に即き國民は再び民意を無視せる暴政に苦しんだ爲一八三〇年の七月再び革命勃發しチャール十世は英國に追はれ王家の支族ルイ・フィリップを迎へて王と爲し君民

同治制を立てたことを祝福したがルイ王の施政亦宜しからず一八四八年二月革命起りルイ王は英國に走り共和黨の首領は假政府を建てて共和政を公布した之が二月革命である、然し此共和政體も僅々四年の後一八五二年ナボレオン三世王位に即く、此ナボレオン三世も一八七〇年セダンに於て普軍の軍門に降るや帝政顛覆し共和假政府組織され（五十九年前）一八七五年憲法を制定せり。

三、獨逸（奥太利）

フランス王國より分離せる東フランス（獨逸）は爾後内訌外患頻繁なりしが九一年ノルマン族の侵寇を防ぐ爲め共同の元首を戴く必要を生じサクソニア、パバリア等五公國の諸侯にてフランコニア公を選舉して獨逸王位に即かしめ王の死後はサクソニア公を選舉す爾後獨逸王は選舉に依るを以て通則とした。故にサクソニア公の死後に於ても其子オットー一世（十世紀末期）は選舉の手續を履みて王位を繼ぎしものである、王は英主にして神聖ローマ帝國を再興しキリスト教を奉する各國君主を其下に置けるに忽ちローマ法王グレゴリオ七世との衝突を惹起した、此の時法王の發表せる宣言は當時の世態及皇帝なるものを察知するに便である、

「人間が鬭争を事として相殺傷迫害するは神慮に悖つた罪惡であるから斷じて之を廢止せねばならぬ。今の様に各國に君主があつて割據して相下らす其勢力を恃んで理非を兵力に訴へて居ては戦争の慘禍の絶えることは決して無い、されば列國の君主の上に法王が立つて最高の首領となり天に代つて公平に曲直を裁判し世界の衆生を感化して盡く敬虔、博愛、平和の民とし現世を化して一大黃金世界とする様にしたいものである」又「法王は日の如く皇帝は月の如きものである」。

後ち獨逸王フランコニア家のヘンリー四世は法王を廢止するの莫斷に出でたれば法王亦王の破門を宣言した、於是豫て王の壓迫に不平を抱きありしヘンリー四世の臣下たる大諸侯は此の機に乘じ叛亂を起さんとしたる爲王遂に屈伏して法王の城下に至り脱帽脱衣の儘三日間雪中に立ちつくして僅に破門を免れて國に歸つた、或る史家の如きは王の此舉は人民の同情を得むが爲の苦肉の策であると稱してゐる。十二世紀に至りフレデリキ一世選立さるに及びて獨逸武士道大いに發達し「王は長く死せずバカリア山中に眠りありて時來らば起つて獨逸人を率ひ國威を發揚すべし」と傳ふ彼のニーベルンゲンの詩は此時代の產物である。

後ヘンリー六世は從來の選舉王制を廢し王位をスタフエン家世襲のものとし其代價として諸侯の封土も悉く世襲させんと提議せるも諸侯及高僧の反対に遇ひ成功せず、又フレデリキ二世は大諸侯に其領内にて十分の主權行使する權能を與へ代價として其子を獨逸王に選立せしめたのである、又以て獨逸王の位置を知るべきである。十三世紀の中葉に至り王位無き事十七年に及び國內の紊亂甚しかりし故一二七三年(六百五十六年前)ハプスブルグ伯(オーストリア皇室の祖)はニウルンベルヒ伯(ホーヘンツォルレン家の祖)の奔走に依り皇帝に選立さる、然し王は只其地位を利用して家門の權勢を强大に爲す外念頭には何も無かつたから國內の分立内亂依然たるもので小國家小君主の外ハンザ同盟、ライイン同盟等各々割據して自衛を策してゐた、然し十五世紀に至り獨逸帝位は事實上塊太利公家世襲の姿となつたのである。

ハプスブルグ家は元スキスの一城主であつたが逐次勢力を得て前述の如く獨逸王に選舉せられ又相

續等に依り塊太利の地を得て塊太利公を兼ねるに至り後ホンガリア、ボヘミアの王位をも相續した、カロロ五世(一五九九年)に至りてイスバニア、オーストリア、ネーデルラント、ナボリ等をも領有しハブスブルグ家を中心として大帝國を再興せんとせしも大諸侯及都市の反対を受けて頓挫した、於是王は失意の餘り領土の一部たるイタリー及ネーデルラント(オランダ)を弟に譲つたのである。

塊國は爾後ナボレオン一世の爲侵略されしもウキーン會議(一八一四年)の結果散亂せる領土を一に纏め得たが其領土の大半獨逸以外に在るが爲め獨逸内に於ける傳來の優位を失ひプロシアと相嫉視するに至つたのである、此會議に於て塊宰相メツテルニヒは自國がドイツ、スラブ、イタリー、マジアール(匈國)、ユダヤ等數十の種族より成り何れも其郷土を愛する心は有するも塊國家を愛する心は甚だ少く中には塊國を呪ふて獨立を希望するものすらある狀態なるを以て神聖同盟を結び保守壓制に勉めナボレオン殘落後の反動時代を釀生した。

老帝フランシス一世自ら評して「塊匈國は蠶蝕された家屋の如く修繕は危険である」と言はれたが基礎石を据ゑ直さざるに先ち歐洲大戰となり一九一八年帝政の顛覆と共に塊、匈、チエツコスロバキヤの三國に分離解體し尙四邊を波蘭、ルーマニヤ、ユーゴースラヴィア、伊太利に割譲し今や國家の存立さへ疑はしき状態となり老帝の箴言餘りに適中し過ぎたのは氣の毒である。

四、獨逸(普魯西)

普魯西王室の祖は十二世紀の初期より獨逸の一諸侯たりしが十五世紀初めブランデンブルグ侯となりバルト海南岸の地を領有し十七世紀に至り普魯西の東半を得一七一三年(二百十六年前)普魯西王の

稱號を公認さる、一七四〇年彼のフレデリキ大王位に即くや、獨逸のスバルタたるベルリンは一變して獨逸のアテネたらんとの世評に反し、墺太利王位繼承に干渉して大に國威を發揚し又産業の振興に盡した、然れ共大王の歿後一八〇六年ナボレオン一世の爲め伯林を占領され國土を蹂躪さる。一八六一年ウキルヘルム一世位に即くに及びモルトケ及ビスマート等を抜擢して墺、佛を擊破したる後自力に依り一八七一年一月(五十八年前)ベルサイユ宮殿に於て獨逸帝國を再興し王はプロシア王にして獨逸皇帝となり爾後國運隆々たるものがあつた、然れ共皇帝と國民との間に何等合理的基礎あるに非ず、仍ち獨逸聯邦の最強者たる普魯西が他の諸邦を併合せるものであつて一八七一年ビスマートが聯邦各代表と審議して制定せる獨逸帝國憲法の大要左の如し

(一)新帝國の主權者 獨逸帝國の主權は普魯西王家の世襲するところで他に之れを推移することを許さぬ、且獨逸皇帝兼普魯西國王は聯邦二十五國(王國四、公國十一、侯國七、自由市三)を總攬し宣戰講和の命令權を有し兼て兩院の召集、開催の延期及閉會を命じ聯邦議會の協賛を経て解散を宣する權能を保持すること。

(二)總理大臣 帝國唯一の國務總理大臣で普魯西の宰相其任に當り兼ねて聯邦議會の議長である。其職責が皇帝輔翼の大任を負ふことにあるを以て其任免は皇帝の權限に屬して居る。

(三)立法機關 立法部は聯邦議會、帝國議會の上下兩院から成立して居る、聯邦議會は各聯邦政府より全權を委ねられたる使臣及び自由市の元老議員等總數五十八名を以て組織し帝國に關する権要の事務を管掌して法律の發布及び停止の命令權を行使し行政管理の任に當つて帝國政府と各聯邦國

との間に發生したる國法上の疑義をも決定する。次に帝國議會は普通選舉法の原則に遵ひ無記名投票を以て選出せられた二十五歳以上の男子三百八十二名より組織せられ其任期を五ヶ年となし國家一切の法律、豫算、國債等の議事を爲すもので凡そ立法に關する事項は帝國議會の協賛を経るものでなければ施行力のないものとした。

世界大戰に於て獨逸は克く戦つたが遂に内より敗れ一九一八年十一月獨帝退位してオランダに逃れホーヘンツォルレン家も歿落の悲運を見るに至つた。

五、伊太利

獨逸と共に十九世紀に於て國家の統一を完成したる大國に伊太利がある。

羅馬帝國滅亡後伊太利は分裂して其變遷の消息は頗る複雜であるが十三世紀末には半島の中部及北部に二百の小共和市が分立し互に抗争して居た、十五世紀頃の主なる國家は法王領、二王國、二侯國、二共和国で中には墺佛の統治下に國を爲せるものもあつた。

現伊太利皇帝サルデニア王は十七世紀末サヴォイ公と稱せるが一七二〇年サルデニア王國を建設せり、ナボレオン一世伊太利を征服するに及び北部に伊太利王國を興して自ら王となり南方にネーブルス王國を作りて兄ヨセフを王としたがローマ法王領は依然存在した(十九世紀初葉)。ナボレオン一世歿落するに及び伊太利は再び小邦分立の舊態に復しメツテルニヒの如き「伊太利とは獨立せる數國の領土を總稱する地理上の名に過ぎぬ」と言つて居た。

一八五九年サルデニア王ヴィクトル・エマヌエルが佛帝ナボレオン三世の援を得て積年の仇敵墺軍

を破るや伊太利諸邦舉りて來り合し志士ガリバルジー亦シンシリー及ネーブルスを征服して之を王に獻じた、於茲伊太利の大部エマヌエル王に歸したるに依り一八六一年三月（六十八年前）フロレンスに於て伊太利王の位に即いた。後普墺及普佛戰役を利用して伊太利統一大業を完成し一八七一年七月都を羅馬に移し歐洲大戰起るに及び三國同盟を脱して聯合軍に與し平和會議に於てチロール地方及トリエスト港を獲取せり。

六、露 國

露西亞人は複雜な混成民族にして大體スラヴ人として民族意識を爲すと雖も其スラヴ人すら種々の民族に特殊化して分離してゐる。八六二年ノルマン（ゲルマンの一派）の一族ルスの酋長ルーリツクは瑞典より侵入してスラヴ諸族を征服し國を建てルス王國と稱す。十三世紀の半に至り蒙古人に征服せられ凡そ二世紀半の間其の支配下にありしもルーリツクの裔モスクー太公イワン三世（千四百八十年頃）獨立し東羅馬帝國の繼承者を以て自ら任じ其孫イワン四世に至り「ツァー」と稱して西比利亞拓殖を開始した、然るに十六世紀末に至り權臣王位を篡ひ一時滅亡に瀕したが一六一三年（三百十六年前）ルーリツクの遠裔と稱するものロマノフ王朝を興し其孫ベートル一世（一六八二年）勵精努力露國を歐洲強國の班に入らしめた、此ロマノフ家は獨逸の血統に近い様である。

十八世紀に及んで露國第二の創業英主たる女帝カタリナ二世（一七六二年—一七九六年）現出す、女王は元獨逸一小諸侯の女にして其夫ペテロ三世を廢して自ら帝位に登りしも其外交は弱者に對し酷薄を極めボーランドの滅亡も女王に負ふ所が多い、然し女王の雄圖は日本の北海を探検させ我が漂民を好遇しイルク

ツクにて日本語の教授を爲さしめたことに依り一班を窺ひ得るのである。

十九世紀以後の露國の狀態を少し述ぶべし。元來露國は山河明媚の風光無く氣候寒烈にして一年の半は屋内に蟄居せねばならぬ、而してスラブ人種は發情の激甚な多感の人種である、此環境が政府及教會の酷烈なる多年の壓制と社會組織の不完全とに結合して遂に教育あるものを驅つて悲觀的破壊的空想の淵に沈ましめ教育無き者を懶惰飲酒の境界に陥らせたのである。

次に露國の社會組織は極めて少數の上流社會と極めて多數の下等社會とより成る、而て此少數の上流社會が腐敗頑迷姦蕩なるに對し人口の百分中八十迄を占めるものは農民即ち彼の農奴である、露國が多量の穀物を輸出するを見て此農民の富裕を豫期するものあらむも其は大なる誤謬であつて彼等は餘裕ある爲に賣るに非ずして賣るべからざるものを賣るのである、實に農民中には穀物を賣りて餓死するものすら生じたのである。

於茲國民中には政府の壓制に對抗して虛無黨を組織し帝政の顛覆に努むるもの漸次勢を得るに至つた。又一方政治機關不備、人民の政治思想幼稚なる國民の常として、露西亞の大學生及専門學校の青年男女學生亦徒らに政治に熱中し其結果壓制政府の施設に對する鬱憤を洩らし煩悶を慰せん爲に熱情に驅られて一知半解の知識を弄し自ら虛無主義に殉するものと信じ皇帝大官に爆烈彈を投するもの頻發するに至つた、然るに常に壓制を受けて不平の氣に満てるロシア社會は是等暴舉に對し反つて同情を寄する爲其危險性を益々大ならしめたのである。

一八八〇年二月にはペテルブルグ冬宮宴會場爆發の椿事あり、越えて八年アレキサンドル二世は

觀兵式の歸途に爆裂弾の爲め悲惨なる最後を遂げるに至つた。故にアレキサンドル三世繼ぐに及び舊來の理想たる正教、專制、國粹の三主義を飽迄遵守勵行すべしとて酷烈なる政治を實施す、即ち第一に虛無黨員を絞殺し、第二にユダヤ人を放逐し且人民にユダヤ人に對する亂暴御免の默許を與へたる爲めユダヤ人の蒙れる迫害は筆紙に盡し難きものあり、又ユダヤ以外の獨逸人、アルメニア人、フィン人等に對しても無遠慮な迫害を加へ、特にフィンランドに對する抑壓甚しかつた、第三に正教を信せざる新教徒二百萬は正直、勤勉、節制の徳を備へ優良の國民たりしにも拘らず彼等を放逐・禁錮、死刑に處した。是等多年の惡政暴政が結合して日露戰爭後一度革命勃發せんとし辛うじて鎮壓し得たるも世界大戰の終期一九一七年三月遂に大革命を生じ皇帝及一族は最も悲惨なる最後を遂ぐるに至り過激派政府が起つたのである。

七、西班牙

西班牙半島には元「ケルト」種族ありしも後ゲルマニ民族に依り征服さる。十一世紀には數國の基督教國勃興したが一四六九年アラゴン及カスチラの二王國合併して西班牙王國の基を開き一四九二年殆ど半島全部を統一した。其後西班牙の國勢強く加ふるにコロンブスは女王イサベラの援助を得て亞米利加大陸を發見（一四九二年）したれば爾後南米の殆ど大部を植民地と爲し盛に金銀を探掘して自國を富まし又ネーブルス王國をも得た。

一五一九年國王チャールス五世塊太利領を併せて獨逸皇帝となるに及び暫く世界に雄飛す、然るに一五八八年其無敵艦隊が英國海軍の爲に殲滅さるや國民の元氣頓に阻喪し國勢之より俄然として衰

へたのである。次で十七世紀に入り葡萄牙は西班牙より獨立し去り又一七〇〇年（二百二十九年前）國王チャールス二世死に臨み佛王ルイ十四世の孫に位を譲るや西班牙王位繼承戰役起り其結果ジブラルタル等數地を英、塊に割譲した、佛蘭西大革命に於て一時共和國となり又ナポレオン一世起るに及びナポレオンの兄ヨセフを王と爲す。ウイーン會議（一八一五年）の結果舊王朝恢復せるも一時伊太利の公子を迎へて王とせることあり（一八七〇年）又一時共和政體たりしこもあつた。

八、和蘭

和蘭は一五八一年獨立を宣し一六〇九年西班牙より獨立してオレンジ公ウイリヤムを總督と爲す。和蘭人は夙に仲買運漕を業とし一六〇二年には東印度會社を設立して一時臺灣をも領有せるが十七世紀中葉より海上權を英國に奪はれ以後國力振はず。英國名譽革命に依り總督ウイリヤム三世英國の王位に即く、爾後和蘭は總督の治下に入り或は共和國となり或はナポレオン一世の弟ルイを戴き、或は佛國に合併さる。ウイーン會議の結果ネーベルラントを併せて一八一四年（百十五年前）和蘭王國を建設しオレンヂ家のウイリヤム一世即位す、之和蘭王國の建國である。

王國の内ネーベルラントは一八三〇年獨立して白耳義王國となり又兼領たりしルクセンブルグ太公國は一八九〇年和蘭より分離した。

九、白耳義

白耳義は一八三〇年（九十九年前）和蘭より分離し獨逸一聯邦サクス・コブルグ公レオポルドを國王に選舉せり、後一九〇八年阿弗利加コンゴー國を合併す。

十、瑞典

瑞典人は古來多く海賊を業ごし王家の交迭は頻繁に行はれた。十四世紀末丁抹、那威と合同し丁抹女王一旦之に君臨せしも其後瑞典人グスタフ・バサ分離獨立し國人に推されて瑞典王となる（一五二三年）、後代々王權を伸張して北歐羅巴の霸權を掌握せり。然し十八世期初期以來國運振はず一時は無政府の狀態に在つた、ナボレオン一世出づるに及び一八一八年（百十一年前）其部將ベルナドット王位に即き丁抹王の兼領たりし那威を得てチャールス十四世と稱した。現王はチャールス十四世より未だ四代目である。

十一、那威

那威は十三世紀來丁抹、或は瑞典の屬領であつたが、日露戰爭後一九〇六年（二十三年前）丁抹の王子チャールスを迎へて王と爲し獨立した。

十二、北米合衆國

一四九二年八月三日西班牙を出帆したるコロンブスの發見せる米大陸は爾後、西、佛、英の植民地たりしが英ジョージ三世の時政府は連年の戰争により窮乏せる財政を補はんが爲一七六五年議會の協賛を得英國の植民地たる東部十三州に對し課稅した、然るに植民は之に反対し不穩の形勢となり本國との感情大に疏隔す。此の時植民の一人なるバトリツク・ヘンリーなるものの云へる言は能く當時の情況を穿てり。

「政府なるものは一方に於て部下の保護を以て任すべき王と他方服從と援助とを誓ふべき人民との間

の便宜上の連鎖に過ぎない、而して此盟約は一方が厭だと言はば他方は強て之が續行を迫ることは出來ない」。

斯くて一七七四年遂に獨立運動を起し十年の後其目的を貫徹して一七八七年新憲法を制定し共和政體を定めワシントンを第一回の大統領に選舉した。而して一七七六年七月四日（百五十三年前）發表せる左の獨立宣言書（要旨を掲ぐ）は北米合衆國建國の精神である。

「吾人一切の人類は神に依り平等に創造せられ、何人にも讓與することの出來ぬ權利を賦與されてゐる（此中にて生命、自由、幸福に對する如きものが最も重なるものである）、而して政府なるものは是等の權利を保護する爲めに組織されたるものであつて政府が若し其目的を謬り機能を完了する事が出來ぬ時には之を變革してもよい。（次に現代に於ける大不列顛國王の歴史は横暴酷虐を極め北米諸州を其專制抑壓の下に置き其權利を蹂躪せんとする幾多の事實あることを列舉し最後に）吾が合衆植民地は今自由獨立の國家となり大不列顛王の羈絆を免れ從來兩者の間に存在した政治上の連絡は全く斷たれ、將來は自由獨立の國家として宣戰媾和をなし條約を締結し貿易を振興し其他自由の國家がなし得る一切の事實を遂行する權利を有する。」

斯の如き建國の精神を有する米國が數百萬の黒人奴隸を牛馬の如く酷使し爲めに前後五年（一八六五年）に亘る南北戰争を惹起せるが如き又一九一八年ウイルソン大統領が、「最弱者の利益の神聖なるは猶最强者の利益の神聖なるが如し、蓋し國際聯盟を組織し其目的を明白に釋義するは平和協定の最も重要な部分たらざるべからず」

と公言したる後人種平等案を廢棄せるが如き米國建國精神の奈邊にあるやを疑はしむるものである。

迦莫北米合衆國は英、佛、獨、伊、和蘭、猶太、支那、黑人、米土人等世界各國の人種と宗派を錯綜雜居せしめ居る上に尙毎年の移民は數十萬に及ぶ、而して尙今日の強大と富力を築造せる所以は一六二〇年小帆船メーフラワー號に乗組める英清教徒の精神に依る所あらんも然し土地豐饒、天惠潤澤、人口稀薄なるに加へ其廣袤歐羅巴の六分の五に相當するものあるを以て生活の安定を得又財を積むで現代の快樂を得るに容易なるが爲め自ら其土地を尊重する念を生せるに起因すること最も大なりと思考せらるるのである。

其國民道德の基調をデモクラシー、エフヒセンシー（善き効果を擧げる）及サーヴイス（他の爲に盡す）に置きあるも世界的に多元的なる最新の人爲國家たることは其精神文明の貧弱及國家團結の薄弱さに於て曝露されつつある、國旗中心主義なるものを今頃鼓吹強制しつつあるが如きは又以て這邊の消息を覗ふに足るであらう。

第三編 國民道德の根本要素

第一章 祖先尊崇

敬神及祖先尊崇の風習は我が家族制度と因り果となりて建國本來の主旨及國民道德の基礎を爲してゐるのである。抑々祖先尊崇の本義は祖先の恩義を感謝し且祖先の力に信賴し其靈に頼り以て祖先の遺訓遺志を紹述發展して一家一郷及國家の進展に貢献するに在る、人生れて父母を敬愛追慕するは自然の情なり此至情を推して父母より祖父母に及ぼし遂に祖先に遡り祖業を紹述するは當然の事にして人情の美點である、曾子も「慎^ミ終^ヲ追^ヘ遠^ヲ民德歸^ス厚矣」（論語學而篇）と言ふて居る。

特に我國は天神の肇造及開拓に成り天神の皇統を代々國民大宗家の家長として奉戴し來れる血族的團體であるから國民の祖先尊崇の念は先づ國民大宗家の家長に在します皇室並に 皇祖皇宗に向ひ奉るのであつて茲に忠孝一本の大義を生ずるのである。

皇室の御祖先尊崇の御事は申す迄も無きことであるが古來我が國は祭政一致の國柄である、政治をマツリゴト祭祀をマツリと云ふも其元は一である、特に上古は諸事簡朴なりし爲め政治唯一の事務は祖先を祭るにあつた、即ち祖先を祭ることに依り天下が自然に治るといふ思想である。

天皇は神の直裔即ち現人神として國土及百官萬民を率ひて天神を祭り其御心を世に行はせらるる太宰にあらせらる、即ち政治の本源が神の意志神の理想に直接あらたかに結びついてゐる。北畠親房は

「職原抄」に於て「神祇官を以て諸官の上に置くは之神國の風儀天神地祇を重んずる故なり昔 神武天皇都を大和國檍原に定め給ふ時三種の神器を大殿に安置し同牀にして坐します蓋し往古の神勅の如し此に由つて皇宮神宮に差別無し宮中に庫藏を建てられ此を齋藏と云ひ官物神物分ち無し」と云へり。神武天皇の御時には中臣の祖天種子命と齋部の祖天富命の二人祭事を掌れるが之れ即ち執政である故に其後裔は宣奏をも掌れり、又古神社の中には地方の長が祭祀を司り祭を聽けるものもある。

神祇官の諸祭中に於ては仲春の祈年、夏冬の神衣及仲冬の新嘗を以て古き大祭となす、特に毎年の新嘗と 天皇御一代一度の大嘗とは 天照大御神の古より行はせられたものであつて大御神は神の御田を置きて新嘗に供し御親ら齋服殿に神衣を織らせ給ふたとある。五穀の豐熟を祈る新年祭亦頗る古きものである、嘗祭は一般農業國の風習なれ共我が國に於ては普遍に行はれ孰れの郷村にも產土神(氏神)に嘗祭することが行はれた、郷村の嘗祭には神の御田を定めて氏子が輪番に耕作し其稻を收穫して神酒を醸し餅を搗き總ての供物を調へ藁は注連にして神に報賽した、而して戸々の家族を會して三日の間新稻の熟成を祝ふたのである、此の供物を藏める所を宮中では齋藏と言ふ故に人民の納稅も上古は祭祀に關聯してゐたのである。

此祭政一致は現今も存してゐることであつて毎年一月四日の政初には「先奏伊勢神宮之事」とありて大寶令時代よりの継である、其他宣戰媾和の詔勅を發し給ふ時は必ず大廟に御告げになり又四方拜神嘗祭、新嘗祭等を以て國家の祭日と定め給ふ等總て祭政一致の御趣旨に外ならぬのである。

斯く皇室に於かせられて 皇祖皇宗を尊崇し給へば國民亦國家の御祖先を初め共同祖先なる一郷一村の氏神及父祖の靈を祭りて祖先の恩を感謝し報本反始の誠を致すことを怠らず、以茲國民血族の關係を新にし統一の習慣を作り淳厚の俗を爲し且感情を美化するに至つたのである。

於是我が國は古來神明の國、神國又は神州と稱し神道なる國家的宗教を有す。

神道とは民族の本源にまします皇室の祖孫相續仍ち天津日嗣の彌繼々に繼承し給ふを以て民族の信仰と爲すものである、詳言すれば天御中主神より六代を経て諸冉二尊に至り次で 天照大御神より地神四代の後 神武天皇に及び爾來傳承數千年永久に亘りて天祖の神勅を恢弘し給ふ天業を宗教的對稱と爲すものであつて其宗教的經典を古事記日本書紀となす。然るが故に神道の神々は總て人格神に坐す。仍ち其主神は 天照大御神を始め奉り歴代の皇祖皇宗に坐す、而して 今上陛下は現人神と申すのであつて又 天皇の神聖なる所以を見るべし。

皇室の御守護神にして又國民敬神思想の中心、民族精神の源流は素より伊勢大神宮に存するのである、大神宮の御由來を考ふるに皇孫降臨に當り 大御神御手づから寶鏡を持ちて天孫に授け此寶鏡を祀ること當に吾を見るが如くすべしと祝はせられたるは實に皇祖を崇敬追懷して以て天業を恢弘し寶祚を無窮に傳ふべきことを諭し給へるものであると拜せらる、於茲歴代の 天皇神器を大殿に安置し十代六世紀の間同牀にして坐せり、然るに崇神垂仁二朝の頃より神祇を祭り祖先を祭るの儀式も整ひ上代の惟神、自然的觀念を脱して一種深奥なる意味を有つ宗教的思潮が崩し來つた、於茲 崇神天皇は神威を畏み殿を同ふせんは安からじとて六年齋神をして石礎姥命の裔及鍛冶の祖天目一箇神の子孫

に命じ鏡劍を摸造し奉りてこれを宮殿に安置し給ふ、此れ後の内侍所にして今賢所と申す、而して眞の神鏡神劍は倭笠縫邑に神籬を立て皇女豊鋤入姫命を御杖代として齋き奉らしめたまひしが後神勅のまにく、但波國、吉佐宮。倭國、伊豆加志本宮。木乃國、奈乃佐濱宮。吉備國、名方濱宮に移し奉れり。次に 垂仁天皇の御時皇女倭比賣命御杖代とならせたまひ 皇太神宮を奉じ諸所を經歷したまひ二十六年九月に至りて伊勢國度會の宇治五十鈴川上に神宮を經營して鎮め祭りたまひき。この地を選みたまひしも「神風の伊勢の國は常世の浪重浪の歸する國傍國の可怜國なり」との 大御神の御教のままに萬代の大宮處と鎮め申ししなり、崇神記によれば 崇神天皇の五年國內に疫病流行し六年には百姓流離するもの多かつたので神威を瀆さむことを畏れ神器を奉遷するに至つたとある、神劍は後ち 景行天皇の朝日本武尊御東征に佩き給ひしが尊薨去の後尾張國熱田（熱田神宮）に祭り奉る。而して八坂瓊勾玉は依然宮中に安置して護身の御靈となし給ふ。

雄略天皇の二十二年九月大御神の御諭に依り御食津神にまします豐受大神（伊弉諾尊の御後）を丹波國比治の真名井原より伊勢渡會の山田原に遷しまつる、外宮之なり、大神は女神に御座しまして神代に於て陸田種子水田種子及蠶の種子を創め我顯見蒼生の衣食として活くべき道を開かせたまふ、されば高天原に於て 天照大神深く其靈德を嘉したまひ其稻種を受けて天の狹田及長田に植ゑしめ又蠶より始めて絲を抽きて神衣を織らしめたまひき。かくて皇孫御降臨の時に臨みて 皇太神宮の御靈に副へて此大神の御靈（靈鏡）をも授け給ひしにより大神の御靈は歴世 皇太神宮と共に内裏に奉齋せ

られたり、然るに 崇神天皇の御宇に 皇太神宮と共に皇居を離れさせ給ひしを前述の如く再び此地に迎へ奉りしは我國蒼生の長く衣食に安かるべしとの大御心に出でたるものなり。

大神宮の遷宮式は 天武天皇の御代に始まり二十一年目毎に神座を奉遷し神殿を改築す、然るに寛正以後戦亂の爲め百二十九年の間正遷の式を擧げ兼ねしも天正十年中織田信長等資を献じて再興し今に至る。

曩に 崇神天皇は神託に依り大物主神を初め八百萬の神を祭り天社國社及び神地、神戸を定め給へるが 醍醐天皇延喜の御代には大小神社三千一百三十二座を算し大神宮及熱田神宮の外出雲大社、大和神社、大三輪神社、加茂神社等上古より顯る、後ち 朱雀天皇の長曆三年八月に定れる主要の神社は二十二社である。

茲に史を按すれば 神武天皇御東征に當つては八咫鳥の御事等 天照大御神の靈威により遂に其大業を完成被遊たのである、故に御即位の後「可下以郊祀ニ天神ニ申ニ大孝上者也」と詔ひて靈畤を鳥見の山中に建て皇祖天皇を祭り給へるは實に日本國民道德の範を示し給ひしものである。

崇神天皇又「昔我が皇祖大に鴻基を啓き給ひき、其の後聖の業愈々高く王の風博く盛なり、意はす今朕が世に當つて數々災害あらんことは、恐くは朝に善政無くして咎を神祇に取るか、盍ぞ神龜に命へて災を致すことの由を極めざる」

と詔して神淺茅原に行幸され八百萬の神を祭られた。

佛教の渡來（欽明天皇十三年）に依り其影響を被れるも然し祖先尊崇は嚴然として存立した、仍ち

推古天皇は

「朕が世に當つて神祇を祭祀すること豈怠りあらむや故れ群臣爲めに心を竭して宜しく神祇を拜すべし」

と詔せられ聖德太子自ら祭祀せられたのである。

明治天皇深く 皇祖皇宗の懿徳を體し給ひ歴代の大法に則りて祭政一致の道を明にし文武の政道を完備ならしめ給ひ上は 皇祖に大孝を申へさせられ下は人民に大仁を垂れさせ給ふた 乃ち明治四年九月宮城内に神殿を造營あらせられ列聖の皇靈を奉遷し給ひて左の如く詔し給へり、

「朕恭く惟ふに神器は天祖威靈の憑る所歴世聖皇の奉じて以て天職を治め玉ふ所のものなり今や朕不逮を以て復古の運に際し忝く鴻緒を承く新に神殿を造り神器と列聖皇靈とをここに奉安し仰いで以て萬機の政を視んとす爾群卿其れ斯旨を體せよ」

又明治二十三年二月十一日の紀元節に金鷲勅章を制定せられた時の勅語を拜するに

「朕惟みるに 神武天皇天業を恢弘し繼承して朕に及べり、今や愛かに登極紀元を算するに二千五百五十年に達せり朕此期に際し天皇戡定の故事に徵し金鷲勅章を創設し將來武功拔群の者に授與し永く 天皇の威烈アラカを光に以て其忠勇を獎勵せんとす汝衆庶此旨を體せよ」と詔へり。

如斯皇祖の神威の嚴乎として維持されて來た事は神の理想神徳の圓滿宏大なるに由ると共に一面に於て神の奇瑞即ち御稟威なる一種の靈威力が常に大なる効をしてゐらるのである、此神の靈威力は我が國のみに限らざれども他國のものは皆一時的にして且弱小である、然るに我が神靈は國體の無

窮なるが如く又無窮且昭々たるものがある。北畠親房は之を「神は人を安んずるものなり」と說いてゐる、上古より神體として尙ばれてある鏡はこの明かなる神徳を克く表象せるものなり。

龜山天皇の文永五年正月蒙古の使者來りて蒙古及高麗の國書を呈す、執權北條時宗歲方に二十氣銳なるを以て蒙古の書辭を不遜となし使者を追放す、天皇宸憂在らせられ伊勢大神宮に勅使を差遣せられ二十二社に奉幣し又 天智天皇外七陵に使を遣はして告げさせ給ひぬ。十一年正月 天皇位を御宇多天皇に讓らせ給ひしに其の十月蒙軍二萬三千筑前博多に迫る、九州の將士難に赴く者十萬二千人風雨に乗じて之を塵殺す、十一月六日捷聞京師に達せしかば諸社に奉幣して戰勝を告げさせ給へり。

弘安四年元軍再び兵力十五萬艦船數千艘を以て大宰府に迫る將士防戦能く力むと雖未だ大捷を得ず諸州人心怖々たり、於是 龜山上皇親ら石清水に詣で給ひ又宸筆の宣命を大神宮に捧げ身を以て國難に代らんことを祈らせ給へり、然るに元軍は我が防禦を避け一度退いて鷹嶋に據るや突如大神風起り其十數萬海底の藻屑アマシタを爲り、小貳景時等之を襲撃して大勝を得たり。然れども元軍尙來襲の意氣ありしかば 伏見天皇親ら文を草し外敵降服を祈らせ給へり、然る所元主忽必烈殂し三度來襲する能はざるのみならず「神國不可犯」の觀念を彼に與へて爾來數百年邊警無かりしは豈神祐無しこせんや。

日本海々戦の戰鬪詳報は尙人口に膾炙するものなり。

「天佑ご人助に由り我が聯合艦隊は五月二十七八日敵の第二第三艦隊と日本海に戦いて遂に殆ど之を擊滅するを得たり、(戰鬪記事を略す)此の對戦に於ける敵の兵力我と大差あるにあらず敵の將卒も

亦其祖國の爲めに極力奮闘したるを認む、然も我が聯合艦隊が能く勝を制して前記の如き奇績を收め得たるは一に天皇陛下の御稟威の致す所にして固より人力の能くすべきにあらず、特に我が軍の損失死傷の僅少なりしは歴代神靈の加護によるものと信仰するの外無く曩に敵に對し勇進敢戦したる麾下將卒も皆此の成果を見るに及んで唯感激の極言ふ所を知らざるものゝ如し」と電奏せるに對し 明治天皇の東郷長官に賜へる勅語中に

「朕は汝等の忠烈に依り祖宗の神靈に對ふるを得るを懼ぶ」

と宣はせらる、此勅語此の電奏を拜讀すれば誰か神人一致の機微を解せざらん。

皆人の心のかぎりつくしてし

後こそ頼め伊勢の神風（孝明天皇）

要之皇室に於て神祇を崇敬せさせ給ふは 皇祖皇宗の神靈に倚藉して其樹徳の大業を繼承し寶祚を無窮に傳へ給ふことを告げ給ふに在り、國家に於て神祇を崇敬するは國家の創造又は修理固成に當り國に盡したる神の功德恩威に對し報恩の至誠を表し君臣一致神人相和して此國體を無窮ならしめんとするに在り、又人民に於て神祇を崇敬するは皇室及國に於て崇敬せらるる神祇は勿論各自の祖先及緣故ある神靈を崇敬して祖先の恩義を感謝し其遺訓遺志を紹述發展せしめんとするに在り。特に祭祀は祖先尊崇の外形に現れし禮典にして能く人の刺戟となり追憶の機會を與へ同時に發奮興起の元氣を鼓舞するを以て此精神が日常に現れて益々子孫の長久國家の繁榮を務むるに至る、從つて祭祀は國民道徳の實踐に大なる力を與ふるものと謂ふべきである。

以下國家國民の祖先尊崇に就きて略述す。

祖先崇拜は我が民族性である各氏族各家族は皇室及 皇祖皇宗に尊崇の誠を致すと共に又其祖先を追慕尊崇し日を定めて一家一族舉つて之に參詣し或は神酒を獻じ報本の誠を致すことは古來一般に行はれてゐる所である、而して皇室に於かせられても皇室國家に忠誠を盡した名臣賢相の爲には特に優遇の道を講せらるのである。

天照大御神は直接皇室の御祖先であらせらるゝと同時に國民總本家の御祖先なり、故に伊勢大神宮は國民の尊崇し止まざる所にして全國の家々必ず大神宮の御守札を神棚に奉じて朝夕禮拜するのみならず一生に一度は必ず大神宮に詣すべきことを以て國民の責務と感じあるものとす。次で代々の神々及列聖を尊崇し奉ることも亦同様にして特に 明治天皇の御偉績を偲び奉りて尊崇する國民の熱誠は外人の觀て異となす當に然るべきである。

臣民が其祖先の爲に神社を建てて尊崇の表徴とすることは古來より盛にして史上に名高きものを擧ぐれば大伴氏は最も其祖先を重じて其氏神を祭り竹田氏は竹田神社、藤原氏は春日神社を創建せり、又祖神に非ずとも守護神を祭りて一家一門の幸福繁榮を祈ることも盛にして源氏は八幡宮を以て其一門の守護神として之を鎌倉鶴岡に鎮し平氏も熊野神社を自家の守護神とせり、下つては豊臣氏の豊國神社、徳川氏の東照宮、上杉氏の上杉神社、前田氏の尾山神社、毛利氏の豐榮神社、島津氏の照國神社、水戸徳川氏の常盤神社等皆其祖先を祭神とするものである其他諸家諸氏に大抵皆此種の神祠あり一々枚舉に堪へぬのである、而して此事に關しては朝廷よりも屢々自家の祖先を神として祭るべきこと

とを奨励せられて居る。一般士民に於ても或は自家の邸内に小祠を設け或は屋内に神棚を備へ佛壇に祖先の位牌を安置して祖先の尊崇を怠らぬのである、更に氏神と稱せらるる府縣社、郷社、は通常其地方の主要なる氏族の祖先又は其地方の守護神を祭神とするものにして官國幣社の多くが皇祖皇宗又は天神地祇を祭れるに對應するものと考へられる。元郷社府縣社等の起源は數ヶ族共同の祖先を祭らんが爲である、即ち一祖先の子孫は世代を累ねるに従ひ無制限に分派するに依り數ヶ族共同の氏神を祭り共同して祭祀を營むにある、而して之が爲め諸家族諸氏族の間に自然團結統一の習性を生じ且共に祖先の恩に酬ひんと努むるを以て自ら淳厚の俗が養はるるに至る。

此他別格官幣社あり歴史上我が國家に功勞ありし人々例へば湊川神社の楠正成、藤島神社の新田義貞、豊國神社の豊太閤、臺灣神社の北白川宮及國難に殉せる士を祭れる靖國神社等之である。

是如敬神及祖先尊崇の風を千古に遡り萬世に亘つて保持しあるは世界に於て獨り我國あるのみ、而して是は萬世一系の皇統と相關聯して我が國民の最も誇らすべきことである。スベンサーの曾て云へる如く水草を追ふて轉ずる民族は祖先崇拜の美風を有せざるのであつて古來家族制度及祖先崇拜の良習を維持せるものは我が國を除いては支那、羅馬、希臘等に過ぎない、特に羅馬は千年以上も國を建ててゐたのであるが其原因は家族制度の結果なりと云はれてゐるが然し是等諸國の家族制度及祖先崇拜は我が國の如く綜合的統一的に發達を遂げしものに非らざること勿論である。

西歷四百年頃よりゲルマニ民族北方より移動し來りローマに代つて多數の國家を建設し略々今日に及んだのは既に述べた通りである、然るに此のゲルマニ民族は文明に於て劣等なる民族なりしのみなり。

らず長年月の間轉々として遠距離の地に移住せし爲め祖先崇拜の觀念を殆ど失ひ居たる所幸に耶蘇教に接觸し其精神的弱點を補填すべく之を採用信仰するに至り耶蘇教は燎原の火の如く西歐を風靡し盡したのである。我が國の國祭日は總て祖先尊崇の意味に於て設立されてあるものであるが歐洲諸國の我が國祭日に相當するものを觀るに宗教上の祭日は多きも祖先尊崇の意味を有するものは僅に英國がヴィクトリア女皇の忌日を祭日と爲しであるのみ、又各國に偉人の銅像及記念碑を見ることが多きも之は單に民族の譽、國民の誇らしさとして尊敬禮讃するに過ぎずして祖先崇拜の深き根柢あるに非らざるなり。

斯く我が民族は世界に誇るべき祖先尊崇の民族性を有する上に之を儒教、佛教等東洋思想を以て鍛錬し來れるを以て精神文明に於て歐米人の糟粕を嘗むべき理由はないのである、否東洋の君子國として寧ろ精神的に歐米諸國を指導すべき位置にあるを確信す、我が國民は近時此點に於て思慮考察の足らざるもの甚だ大なるを痛嘆するのである。

天つ神國つやしろをいはひてぞ

我があしはらの國はをさまる

(後宇多天皇)

いかに世は開けゆくとも古の

國のおきてはたがへざらなむ

(明治天皇)

とこしへに民やすかれと祈るなる

我が世を守れ伊勢の大神

(明治天皇)

玉だすきかけて祈らな世々の祖

祖の御祖の神の幸ひを

(平田篤胤)

西の海よせくる波も心せよ

神の守れる大和島根ぞ

(中臣祐春)

第二章 家族制度

家族制度には綜合家族制度個別家族制度の二種あり、個別家族制度とは家長に統率せられたる血族團體なる家族が國家組織の單位をなせるものにして國家より之を觀れば是等個々の家族間には何等の體系が無いものである、支那の家族制度は之である。然るに綜合家族制度は國家全體が一大家族の體系をなせるものにして國家組織の單位をなす個々の家族（家族制度）が又國家といふ大家族の大家仍ち宗家の下に統一されて居るものである、仍ち我國に於て萬世一系の皇室は國家といふ大家族の大家仍ち宗家に坐しまし其下に皇室を宗家となす國民が宗家に統一されつつ個々の家族（家族制度）又は古の氏族的家族制度を爲してあるのである、而して如斯綜合家族制度が國家的に存在するは古今東西に於て獨り我國あるのみにして此事たるや實に我尊嚴なる國體の主なる素因を爲すものとす。此綜合家族制度の思想は現在我が皇室典範及民法に依つて明示されてあるが然し其根柢は國體觀念及國民道德に基因してゐるものと言はねばならぬ。

我が上古に於ては綜合家族制度の尙一層整然鞏固なる氏族制度があつて社會上政治上獨特の結合を

爲し以て國家及民族の基礎的團結を強固ならしめたのであるから先づ氏族制度に就き一瞥すべし。

上古に於ける我が國の組成を觀るに皇祖の直裔にまします皇室は最も尊貴にして國民瞻仰の中心にして其下に皇室の門葉支族たる全國民は氏族を形成せり、此氏族中に於ては天孫（系）の氏最も貴く次に代々の天皇の皇子より出たる氏貴く、天神地祇より出たる氏之に次ぎ外國より歸化して特に氏姓を賜りたるもの最も低し。

是等大氏は各々數多の小氏を包含し一の小氏は數家を以て成れり、其一家といふは三世四世一戸に住居し常に五六十年より八九十人に及んだ、而して其中なる正嫡の男子は家長として一家を統理し其財産を占有し長老と雖も正嫡に非ざる時は家長とならず唯家長を輔佐した。各小氏にも亦氏上ありて其包含する處の諸家を統督して大氏の氏上に隸屬す、又家には家族の外に屬氏ありて之を家部と云ひ又大小の氏にも多少の屬氏を有し之を部曲といふ。各々の全氏人は元同一の祖先より發せる血族にして氏の上の支配を受け子々孫々一定の官職又は職業に從事したのである、因に氏は「氏筋」の義なりと云ふ。

斯く上古に於ては一の大氏數多の小氏に別れ大氏に大氏の氏ノ上あり小氏に小氏の氏ノ上ありて遞次統括したのであるから各大氏の氏ノ上に詔あれば大氏の氏ノ上は之を小氏ノ氏ノ上に小氏の氏ノ上は全家長に相傳へて以て其の命に従ふに依り 天皇の詔は整然として奉行せられたのである。

部曲に付説せんに先づ御子代、御名代、后部等と稱する部曲あり、之は 天皇及皇子に御子無き場合等に記念として後世に傳へん爲に設けられしものにして例へば 靜寧天皇（第二十二代）は皇子

無かりし爲め白髮部（天皇の御諱の頭文字より取れり）を置かれた、ここに亦崇祖の精神が表れてゐるのである。氏に屬する部曲の例は忌部氏に屬する玉作部、鏡作部、笠作部等にして忌部氏が祭祀を掌るに必要な器具を作らしめたのである、其他宍人部（漁業を爲す）は膳氏に、織部は服部氏に、大久米部は大伴氏に、解部（裁判を職とす）は物部氏に、海人部（漁業を爲す）は阿曇氏に、山守部（林業に從事す）は山部氏に各々屬した、即ち大抵職の名を氏の名とし官職世襲の制度であつた。尙氏を舉ぐれば瓜工氏（蓋を造りて貴人の坐を飾る）、鏡作氏、石作氏（石棺を作る）、土師（陶器を作り且宮中の喪を掌る）、書氏（書記）、車持氏（車乗の事を掌る）等あり。其他一定の地域を占むるを以て職とする者は其地名を以て氏名とし出雲氏、高市氏、蒲生氏等と稱した。

天皇は是等全氏族の總氏長として神意を承けて祭祀し主要なる政務を執り給ふ外諸氏族を統率して氏族間の争訟を裁断し其秩序を害する大なるものは資格を奪ひ又は等級を貶せらるると共に功勞者は新に氏族に任命せられたのである。

政治の組織は頭首に坐する 天皇の下に氏族の團結を以て形成した、即ち氏族の段階と官職の段階と分離せず、上は相將より下は庶務の官に至る迄皆或る氏の氏ノ上の累世奉職せる所である、此の制度を指して「カバネ」と云ひ骨又は姓の字を用ふ、故に氏を異にするも職は同じき事あり例へば物部氏と大伴氏は其氏を異にするも骨より云ふときは共に「連」なるが如し、日本歴史に於て素「姓」の字を用ひたるは此意味にして支那の姓とは異なるものであつた。姓には君、公、別、臣、連、造等あり、初は各氏に定まれる姓ありて膳臣（カシワヂグサキ）、服部連、大伴連、物部連、山部公、等と稱へた、而して臣の姓を

次に古代の氏及び姓に就き述ぶべし

抑々氏又は姓は認識の爲に便宜上設けらるものである故に上古に於ては大伴氏物部氏等其數少かりしも氏族制度整備するに及び多數の氏ノ上を生じ從つて其職掌又は在住の地名を以て氏と爲し忌部氏、服部氏、山部氏、出雲氏等を稱し彼此區別するの要を生じた、然し部曲の民は總て其屬する氏の上の氏を稱せしを以て甚敷多くの姓は存在し無かつたのである、其後中世に及び人口増殖するに従ひ後に示すが如く主として在住の地名を探つて氏姓となし漸次増大するに至つた。

然るに 天皇は天地剖判以來 天照大御神の御直系として一系連綿なる神に御座します、仍ち「上御一人」にあらせらる、故にカミ、長上、神、大君、スマラミコトと申上ぐるのであつて姓氏は開闢以來有し給はぬのである、而して皇族の方々亦宮號は有せらるるも勿論姓氏は有せられ無い、於是同族から成上り氏姓を有するブルボン、ホーヘンツォルレン、ワインゾル又は劉氏、朱氏、愛親覺羅と稱する外國の帝王君主と同日に談るべからざる神聖の御方であるのである。

如斯日本古代に於ては血統上の關係を以て社會の秩序を立て此秩序に依り國家を編成してゐたのである、即ち國家及社會に於て尊まるべき者は即ち血統上に於て貴き者にして社會の私交上の尊卑と國

家政治上の尊卑と一致し、而して此事は我が國體の自然なる發達を経過せし一證差である、如
何となれば人爲的民主政體は人民一同より選舉する制度なるを以て貴族たりとも國家の官職を受くる
ものと限らるる無し、又征服的專制政體は武力を以て人民を征服せる者自ら權柄を握りて君位に在る
ものなれば王家の權柄を保つに利あらざる者は舊來の門閥と雖も任用しないのである、換言すれば是
等の國家は建國の當初より國家に於ける君民の等序は必ずしも社會に於ける貴賤上下と相同じからざ
るの矛盾弊害を生ずるものである。

扱 孝德天皇（人皇第三十六代紀元一二〇五—一四）の朝に及び改新の氣運に乘じ中大兄皇子は「國
に二王無し萬民を使ふは唯 天皇のみ」と奏せられ中臣鎌足等と唐の文物制度を入れ中央集權の制を
敷き八省百官國司郡司を置かれた、大化改新の詔は當時の國情を詔はせられてある。

「神ながらも我が子治らさん故寄させき、是を以て天地の初より君ごしらす國なり、
始御國皇祖の時より天下同じくして都て彼此無き者なり既にして頃は神の名 天皇の名名より始め
て或は別れて臣連の氏となり或は別れて造等の色となり、是に由つて率土の民心固く彼此を執
り深く我汝を生して各々名々を守る、又拙弱の臣、連、伴造、國造は彼の姓ご爲る神の名王の名を
以ておのが心の歸る所に遂ひて妄に前々處々に付く、（中略）。
是故に今者神ながらも治め平ぐべき運に屬りて斯等を悟らしめて國を治め民を治むる、是を先にし
是を後にし今日明日次ぎて續て詔せん、然れども素より 天皇の聖化に頼りて舊の俗に習へる民未
た詔せざる間に必ず待ち難かるべし、故に皇子より始めて群臣及び諸々百姓に及ぶ迄將に庸調を賜

はむとす」

即ち國體の淵源、臣民の由來を説明し給ひ皇祖の御代は天下大同、一心合體なりしことを悟り上下一
致天下の治平を致すことが 皇祖皇宗の遺訓を發揚する所以なることを諭されたのである。

此革新に因て氏族主義を止め族長の統率を止め其代りに各戸に戸主を置き各戸を總領せしめた、仍
戸の中には十數の房（家）を含み房には房長あり、戸主は是等の房長より推すのであるが古の氏長の
如き權勢は無いのである、大寶令に「凡戸主、皆以ニ家長爲レ之」とあり、且義解に「謂ニ嫡子也、凡繼
嗣之道、正嫡相承、雖レ有ニ伯叔、是爲ニ傍親、故以ニ嫡子爲ニ戸主也」と明記されてある、

然れども氏族制度は其根柢深きを以て急に改むる能はず、只氏族組織の範圍を狹少にして其亂雜を
防ぐ事に力められたのである、故に 天武天皇は官職を離れて身分の高下を明にする爲に各氏に姓を
賜つた 真人、朝臣、宿禰等八種にして從來臣、連であつた諸氏には多く真人、朝臣の姓を賜る、明治
の爵制は之に基けるものである、天智記には「其大氏之氏上賜ニ大刀、小氏之氏上賜ニ小刀、其伴造等之
上賜ニ千楯弓矢」とあり以て其氏格を明確にせられたのである 又郡司は依然世襲として多く舊國造が
之に任じた。

然るに中世以來人口益々増殖し源平藤氏の族人甚だ多きを來し到底同一名稱を以てしては混同に陥
り易く識別に困難を感じるに至りたるを以て尙細目に亘る氏名を稱せざる可からざる趨勢となつた、
從來藤原氏に屬する氏族にて不比等の四子より出でたる後裔は南、北、式、京の四家に別れ又北家よ
り分岐派出したる後裔は九條等六家に別れ以て識別の便に供したりしも公事に關する場合には依然藤

原氏を名乗るを例としてゐたのであるが漸次各人の居住する地名に依り之に官名を加へて稱呼するの風を生ずるに至つた、即ち藤原氏にして近江様となり其地に住する者を近藤、齋宮頭なりし者を齋藤、加賀介たりし者を加藤と言ひ、平氏の一族にして常陸の大様たりし者の後裔を大様、秋田城介の末裔を城と呼び又伊豆の北條、相模の三浦、鎌倉・長尾等の家名あるが如く、又清和源氏の末には上野の新田、下野の足利等皆之れなり、後世豊臣秀吉の如く氏も名も無き一匹夫にして天下を掌握したるが如き破天荒のことである。

抑々氏族の制度は國家總氏族の宗家にまします皇室に對する獻身的犠牲的精神乃ち忠節の徳を長養せる外我が武士道の精華たる節義、武勇、廉恥、禮讓、質素等の諸徳を涵養せること甚だ大なり、特に家系を尚び家名を重んじ「其身の恥は家の恥さては氏の恥」と心得祖先の名を汚さざる様忠孝の道に勵みしこは實に日本歴史を一貫する精髓である、今之に關し若干摘錄すべし。

「萬葉集」には大伴家持が大伴氏一族の燃ゆるが如き崇祖の精神を詠めるもの多し、
惜しき清き其の名ぞ、おほろかに意思ひて空言も、^{ココロ}_{ムナコト}祖の名たつな、

大伴の氏と名に負へるますらをのとも。

後世に至り「宇多天皇九代の後胤、近江の國の住人佐々木三郎義秀が四男、佐々木四郎高綱字治川の先陣ぞや」「音にも聞きつらん目にも見よ、桓武天皇の苗裔高望王より十一代、王氏を出でて遠からず三浦大助義明が孫、和田小次郎義茂、生年十七歳、我とおもはんものは大將も郎黨も寄つて組めどぞ呼ばはりける 等のことは軍記物語中所在に見得ることである、之等は素より軍記作者の作事多か

らんも其家名を忘れぬ家名を墮さぬといふ事又自己の屬する氏族の名譽を誇負するといふ事は明かに武士道の主なる心掛になつてゐたのである、鳥居元忠も「武士の本意」中に「先祖代々中にも伊賀守殿より高名の武功世に隠れなき家の譽を穢さじご心がけ云々」と記してゐる。

徳川幕末に至るや王政復古の機運に向ひ徳川慶喜政權を返上し各藩亦争つて版籍を奉還した、薩長

土肥四藩版籍奉還上奏文の一節には

「天祖肇て國を開き基を建て玉ひしより皇統一系萬世無窮、普天率土其有に非ざるは無久其臣に非ざるは無し」と言へり。

於茲五箇條の御誓文を下し給ひ諸制度亦泰西の長を採用し新に民法を制定し明治三十一年公布施行さる。抑々家族制度とは家長制度の謂にして家長が一家を統一してゆく組織である、此家長無き夫婦單位の家に於ては財産の相續はあれども家督の相續無し、故に西洋の近代的家族の如きは個人制度にして家族制度と云ふを得ないのである。

今日は家長を戸主と稱し法律上必ず一家の戸主を必要となす、而して戸主は一家の中心として家族を統率し各家族は協同一致家長を輔佐して一家の隆盛を圖るべきである。現行民法には

「戸主の親族にして其家に在る者及び其配偶者は之を家族とする」

「戸主は其家族に對し扶養の義務あり」

「家族は戸主の意に反し其居所を定むることを得ず」

等戸主權及戸主と家族の關係を律してゐる、畢竟するに現在の家族制度は古の氏族制度の縮小變形せ

しものであるから我家族は西洋の家族の如く一代の生活を營み一代の存在を有するに止らず之を遠く祖先に享け現代の國民を經て將來の子孫に及ぶべき相續不斷の精神を有するものである、仍ち神道の心髓たる祖孫相續、祖先尊崇の大精神から此家族といふものが組織されてゐるのであるから祖先の血統に最も近い者か相續人として祖先の祀を絶やさぬ責任を負ふべきは自然のことである、再言すれば我國の家は西洋の如く一代丈生活する家と云ふ觀念とは全然異なるものにして其處は數百年乃至數千年の血統が祭祀せられたる祭殿であるのである。

此家長（古は家長は必ず一家の父にして家長として親權と戸主權とを併せ持つてり）に統率されたる家族に起るべき徳として最も緊要なるものは家長に忠實なることである家長の命を奉じて忠實に本務を盡す徳である、此徳微りせば家族制度は成立せざるものにして此徳を孝と稱す。於是國家の分子たる家族の家長に對する孝は自然に此家族を包含する國家なる大家族の家長に對し奉る徳乃ち忠に包含せらるるものと云ふべく忠孝一本の大義又茲に存す。

支那は家族制度の國にして孔子の教は殊に孝を百行の本と爲し「揚^ゲ名^ヲ後^ニ世^ニ以^テ顯^{ハス}父母^ヲ孝之終^リ」と言へり、而して此儒教の教は我國家族制度の徳を向上するに甚だ力があつたのであるが、然し支那の家族制度は全然個別家族制度である、個々の家族あり家長あるも綜合家族制度は無い、況や國民本宗の家長に於ておや、之我が忠孝一本の義が支那の忠孝とは根底に於て差ある所以である。

近來家族制度特に現行民法に就き論議するもの多いが然し我が綜合家族制度の根本義は永久に不變なるものである。

ますら雄は名をし立つべし後の世に

聞きつく人も語りつぐかね

大伴の遠^{カムイ}つ神祖^{オヤ}の奥津城は

著^{シム}く標立て人の知るべく。

（大伴家持）

おしむごて今迄はよも長らへじ

身を捨ててこそ名は残りけれ

（西行法師）

久方の月の桂も折るばかり

（菅原道眞の母）

君のため世のためかねて捨てぬべき

身こそ惜まね名こそ惜しけれ

（日下田足穂）

命より名こそ惜しけれ武士の

道にかふべき道しなければ

（森迫三十郎親正）

武士は玉も黄金も何かせん

命にかへて名こそ惜しけれ

（乃木希典）

第三章 忠孝一本

忠孝一本の我國民道德の根源たることは尙萬世一系の皇統の我國體の淵源なるが如し、故に忠孝一本の大義は前章節全般に關連し特に第三編は直接本章に關係あるのである、今茲に之を要約すれば我國は上には國民大家の家長なる萬世一系の天皇坐しまして民草を慈み給ふこと赤子の如く下には皇室を國民の宗家と崇め奉る國民ありて盡忠報國祖先尊崇の誠を盡すこと茲に數千年に及ぶ、蓋し忠孝一本の大義を醸成せるは當に自然なりと謂ふべし。特に忠孝一本の徳は易世革命又は禪讓放伐の歐米諸國及支那に於て實現さる理無し、故に吉田松陰も士規七則に言へり「人君養^ヒ民以續^{テキ}祖業^{ヲト}臣民忠君以繼^{テキ}父志^ヲ君臣一體、忠孝一致、唯吾國爲^レ然」。

惟みるに天皇は一方に於て憲法第三條に明記せる如く神胤に坐します現人神である、君臣の分開以來嚴乎として曾つて動搖無し、然し他方に於ては雄略天皇の遺詔に「義乃君臣、情兼父子」又大正天皇の詔勅に「義は則ち君臣にして情は猶ほ父子の如く」と仰せられし如く、而して又明治天皇奥州鎮定の際に於ける御詔勅にも

「夫れ四海之内孰か朕の赤子に非ざる率土の濱亦朕の一家なり、朕庶民に於て何ぞ四隅の別を致し敢て外視することあらんや」

と宣ひし如く君臣の間に溫乎純一なる父子の情を存してゐるのである、故に忠は自ら孝となり孝亦忠となる、菅原道真は「菅家遺草」に「君父之教可^レ同、孝子之門必有^ニ忠臣、臣子之道何異」と記し、北畠親

房は其子顯家の戰死を稱して「忠孝の道ここにて極り侍りき」(正統記)と云へり。

於是國の忠孝一本は忠を以て本となし孝之に附隨するのであるから孝を以て素と爲す支那の忠孝とは根柢に於て差異あるのである。元來支那の忠は元首と其朝廷の役人とのみの關係であつて一般の人民に忠は無いのである、然るに我國民は大となく小となく、貴となく賤となく、老幼男女を問はず所在其分を致して忠を盡す仍ち普天の下率土の濱誰か王臣にあらざらむである。

要するに義と情を渾然として兼ね備へ然も正純深奥且系統的に涵養育成せられたる我忠孝一本の如きは古今獨歩といふべし。

藤田東湖は忠孝一本の理を説き世の忠孝不全説を駁して、

「忠孝不全の説を立つる者は則ち曰く家居親を養へば則ち身を君に致すことを能はずとはれ徒らに夙夜公に在るの忠たるを知りて綱常を扶植するの大忠たるを知らざるなり、又曰く死を以て國に殉ずれば則ち力を父母に竭すことを得すと、是れ徒らに冬温夏居の孝たるを知りて身を殺して仁を成すの大孝たるを知らざるなり、善い哉歐陽修臣子の變に處するを論じて曰く身その居に從ひ志その義に従ふと其忠孝一本の旨に於ける得たりと謂ふべし矣」(弘道館記述義下)

と言へるも徳川時代の忠孝一本説は國學者に於て其眞を獲たるもの多し、例へば岡田盤齋の「神學承傳記」には、

「儒は孝を以て五倫の第一とし侍る、吾國は忠を五倫の第一とし侍れば君道を人道の最上と數へ給ふる故に忠義を以て五倫の本として居る、君の爲に親を捨つるの道はあれども親の爲に君を捨つるの

道なし」

と云へり又伴部安崇が「病後手習」に

「神道の大義の守りと云ふは君臣の道にあるなり、天地といたまきふむ萬代不易の道、此國の萬國にすぐれたる天の神のうみのままにて君臣に少しも變化無きが日本の日の本たる所にて侍る、父子から君臣の道といふ事なし君臣から父子も立つことなり」

と論じたるは至論といふべきである。

忠孝一本の徳は古來、平重盛、北畠顯家、楠木正行等多くの忠臣孝子に依り普く表顯されてゐる。孝德天皇の朝に蘇我倉山田麿といへる大臣あり、同族の身刺なるものの讒に遭ひ朝廷より追討の軍を受けた、倉山田麿は危急を免れて長子の興志と云へるものと營める大和國某寺に入れるに興子は父の讒言を被れるを悲み朝廷の軍に抵抗せんとした、然るに山田麿は興子及郎黨に諭して曰く

〔爲人臣者安構逆於君何失孝於父凡伽藍者元非自身故造奉爲天皇誓作今我見讒身刺而恐横誅聊望黃泉尙懷忠退所以來寺使易終時〕

と而して佛殿の戸を開き誓を立てて「願くば我生々世々に君王を怨まじ」と言ひて死せり(日本書紀)。平清盛は太政大臣として人臣の極位に登りたるを家門の大名譽と信じてゐたのである、然し我儘が昂じて法皇を幽閉せんとする時小松重盛が、

「先祖にも聞かざりし太政大臣を極めさせ給ふ、重盛が無才暗愚の身を以て蓮府槐門の位に至る、しかのみならず國郡半ばは一門の所領となりて田園委く一家の進止たり之希代の朝恩にあらずや」

と諫めたるも聽かざるを見るや

「父命を以て王命を辭せず王命を以て父命を辭す、家事を以て王事を辭せず王命を以て家事を辭す」と極諫し終に「父父たらざるも子以子たらざるべからず」と云ひ若し清盛が遂に重盛の諫言を受け入れざるに於ては先づ此重盛を殺し以て參院せられたしと諫めた、此邊の消息は平家物語の名文に依り知るべし、

「これといひかれといひむやくのことにて候、末代に生を受けてかかるうきめを見る重盛が果報のほどこそ口惜く候へ、されば申しうくるところ猶御承引なくして御院參有べう候はば先重盛が首べを召さるべう候、所詮院中をも守護すべからず又御供をも仕るべからず申しうくるごとく只首を召さるべき也」。

楠正成父子櫻井宿の訣別に至りては今尙國民の心肝に徹す。

「正成是を最後の合戦と思ひければ嫡子正行が今年十一歳にて御供したりけるを思ふ様ありとて櫻井宿より河内へ還し遣すとて庭訓を残しけるは、獅子は子を生みて三日を経る時數千丈の石壁より是を投げ其子獅子の機分あれば敷へざるに中より跳ね返つて死する事を得すと云へり況や汝既に十歳に餘りぬ一言耳に留らば我教誠に違ふこと勿れ、今度の合戦天下の安否と思ふ間今生にて汝が顔を見む事は限りと思ふなり正成既に討死すと聞きなば天下は必ず將軍の代に成りぬと心得べし、然りと雖一旦の身命を助らんが爲に多年の忠烈を失ひて降人に出づることあるべからず一族郎黨の人も死残りてあらん程は金剛山の邊に引籠つて敵寄來らば命を養由か矢先に懸け紀信か忠に比すべ

し、是ぞ汝が第一の孝行ならんすると泣々申し含めて各々東西に別れにけり」(太平記)。

終に國民の忠節に就き略述す。

忠孝一本の大義が國民忠君義烈の徳を培養助長ることは論を俟たざるなり、忠君義烈、忠君愛國、忠孝一本、語は異れども「忠節」と同意義である。君と國と申せども元は一つである、伊弉諾尊此大八州を生み給ひ次で天地の主神たるべき天照大御神を御生みになつたのであるから大八州と大御神は御兄弟であるとも申し上げ得る、而して大御神の神勅に依り皇統連綿として此國を治し召し給ふに依り國土と皇室とは一にして二ならざるものである。

支那及歐米諸國亦忠勇の士少きに非ず、然も我國の如く國民全般に亘り強烈洪大なるは古今東西に其比儔を求むべからざるは何ぞや、與天壤無窮の國體と光輝ある三千年の歴史之を證して餘りあり。

忠經に「天之所覆、地之所載、人之所履、莫レ大ニ平忠」、

「忠能固ニ社稷、感ニ天地、動ニ神明、而況於人乎」

「大哉、忠之爲用也、施ニ之於遠則可シ以保ニ家邦、施ニ之於遠則可シ以極ニ天地」

「夫忠而能仁則國德彰、忠而能知則國政舉、忠而能勇則國難清、故雖レ有ニ其能、必由忠而成」

と述べたるは我が爲に言へるもの如し、哲學的に觀たる我國民の忠義觀は此忠經の説明にて足るべし。實に我が國民にして初めて忠を盡して天地を極め得るのである、大和民族に至り皇室は民族の本源である忠はその本源に向つて自我を無限に擴張しそこに我を沒したる超越的意識の存在を實現せんとするのである、仍ち佛教の無我涅槃悟道に入り基督教の天國に上るに在り。西紀一五八三年ニユ

ーフアウンドランドに植民せんとて英國を出發せる汽船數隻の中一隻は天地晦冥なる北極の怒濤中に姿を没した、見渡す限り流水に閉され黒ずんだ北海の真只中に身を裂く氷雪中に沈んで行く英國人船員船客の最後の聲は「我が友よ、我等は同じく海上にても天國近し」であつた。

古來我國民の忠勇義烈なる改めて説くを要せず、數千年の國史中には時に暴臣無きに非れども彼等亦日本國民の一人たりし事は承久の亂に於ける北條義時の例に依りても知り得る、承久の役には北條泰時がわざく途中より引返して、

「若し道のほこりにも計らざるに辱く鳳輦を先立てて御旗を擧げられ臨幸のげむぢうなることも侍らんに參りあはば其時の進退如何侍るべからん、この一事を尋ね申さんとて人馳せ侍りき」と云へるに對して義時は左の如く答へた、

「かしこくも問へる男かなその事なり、まさに君の御輿に向ひて弓引くことは如何あらん、さばかりの時は兜を脱ぎ弓の弦をきりて偏にかしこまりを申して身まかせ奉るべし」。以下忠臣烈子の歌詩を錄し其片鱗を知るの資となす。

海行かば水漬く屍山ゆかば草むす屍

大君の邊にこそ死なめのどには死なし (大伴氏家訓)

けふよりはかへりみなく大君の

醜の御楯といで立つ吾は (萬葉集)

君のため世のため何か惜しからん

捨ててかひある命なりせば

(宗良親王)

山は裂け海はあせなん世なりとも
君に二心我あらめやも

かへらじとかねて思へば梓弓

(源實朝)

亡き數に入る名をぞごむる

(楠正行)

我が君のいのちにかはる玉の緒を

(鳥井強右衛門)

なにいとふべきもののふの道

(松平春岳)

事しあらば君が御楯となりぬべき

(高山彦九郎)

身を徒にくたし果てめや

(伴信友)

大君の詔にしあらば武士よ

(平野國臣)

ごくはせまいりうけたまはるべし

(那須寅藏)

朽ちはて身は土となり果て敢なくも

(西村春月)

心は國を守らむものを

(川路左衛門)

事ならで果つるこの身はいとはねど

(佐野竹之助)

心にかかる大君の御代

(梅田雲濱)

今こそは死出の旅路にいそぐ身の

(吉田松蔭)

いのりおかる君が御代かな

(佐野竹之助)

君が代を思ふ心の一すじに

(梅田雲濱)

わが身ありとも思はざりけり

(佐野竹之助)

身はたゞひ武藏の野邊に朽ちぬとも

(吉田松蔭)

ごめおかましやまとだましひ

(佐野竹之助)

大君のためには何か惜しからむ

(梅田雲濱)

薩摩の瀬戸に身は沈むとも

(佐野竹之助)

我が罪は君が代思ふ真心の

(梅田雲濱)

深からざりしるしなりけり

(佐野竹之助)

西の海東の空とかはれども

(佐野竹之助)

心はおなじ君が代のため

(佐野竹之助)

櫻田の花と屍はさらすとも

(佐野竹之助)

生き代り死に代り来て幾度も

(佐野竹之助)

身を致しなん君の御爲に

(佐野竹之助)

聞くごとに君の恵の深ければ

(佐野竹之助)

身も惜まじと思ひぬるかな

(佐野竹之助)

武士といふ者大方の世のかためにて帝王を護りまゐらするうつはものなり(溢柿—源頼朝)

凡そ王土にはらまれて忠を致し命をすつるは人臣の道なり。（北富親房）

武士の職分は三民の間苟も人倫をみだらん輩をば速に罰して以て天下に人倫の正しきを待つ（山鹿）
何ぞ國を富ますに止らん何ぞ兵を強くするに止らん大義を天下に布かんのみ（横井小楠）

去年今夜侍清涼

秋思詩篇獨斷腸

恩賜御衣今在此

捧持日々拜餘香

（菅原道真）

短長有數詎須傷

有死有生天地常

（菅原道真）

三十七年無一事

忠君報國未曾忘

（貝原好古）

身在病牀兒叫飢

此心偏欲攘戎夷

（梅田雲濱）

如今死別兼生別

只有昊天後土知

（梅田雲濱）

二十六年如夢過

顧思平昔感滋多

（橋本左内）

天祥大節嘗心折

土室猶吟正氣歌

（橋本左内）

大義貫天一正義

三代忠節今不滅

（福岡總助）

自感建武楠氏業

何思後人入天穹

（福岡總助）

性來不嗜綺羅巧

千生萬死護皇室

（有村權助）

唯願爲君誅國賊

死不背君親

（吉田松陰）

今我爲國死

感賞在明神

（吉田松陰）

悠々天地事

（吉田松陰）

決心乎欲掃棟華

一劍直當百萬兵

（三嶋通植）

成否元來皆天耳

欲留報國盡忠名

（三嶋通植）

埋骨皇城宿志酬

精忠苦節足千秋

（三嶋通植）

欽君卓立同盟裏

不負青年第一流

（弔久坂義助、高杉晋作）

七世報國一死心堅

再期成功含笑上船

（廣瀬武夫）

作戰十六ヶ月我將卒の常に勁敵と健闘し忠勇義烈、死を看ること歸するが如く彈に斃れ劍に殲るる

者皆 陛下の萬歳を喚呼し欣然として瞑目したるは臣之を伏奏せざらんと欲するも能はず（明治三

十九年一月十四日陸軍大將乃木希典復命書）

結　　言

本書を終るに當り再び「我が國體の萬國に冠絶せる所以」如何と問ふ者あらば「國史を看よ」と答へん、「國史に返れ」、是れ現代日本人の標語でなくてはならぬ、實に國史は日本國民の寶庫であり經典であり而して又誇りである。

如何に我建國の宏遠雄大なるか、如何に我が皇室が古今世界に比類無き有難き道統の皇室であるか、如何に我々祖先が忠君の精神に勇敢猛烈であつたかは國史が一頁毎に之を教へて居るのである。山鹿素行は二百餘年前中朝事實に於て既に唱破してゐる、曰く

「生レテ中華文明之土ニ未レ知ニ其美、專嗜ニ外朝之經典、嚙嚙慕ニ其人物、何其放心乎、何其喪志乎、抑好レ奇乎、將尙レ異乎夫。」

中國之水土卓ニ爾シ於萬邦、而人物精ニ秀于八紘、（註、我國を中華中國と謂ヘリ）
「蓋居ニ我土ニ而忘ニ我土、食ニ其國ニ而忘ニ其邦、生ニ其天下ニ而忘ニ其天下ニ者、猶下生ニ手父母ニ而忘ニ父母ニ豈是人之道乎、唯非ニ未レ知ニ之而已、附會牽合以ニ我國ニ爲ニ他國ニ者亂臣也賊子也。」

又明治元年大學を建設せらるるに就ての被仰出書には大學校規則四箇條が明示されてある、仍ち

一、國體を辨し名分を正すべき事

二、漢土西洋の學は共に皇道の羽翼たる事

三、虛文空論を禁じ著實に修行文武一致に教論可致事

四、皇學漢學共互に是非を争ひ固我之偏執不可有之事

何ぞ規模の雄大にして立脚の堂々たる、凡そ詭激狂妄の徒、輕佻浮誇の輩總て我が國史を閑却し之を措いて問はず反て他を言ふものである。日本には地中の鑛物比較的稀少なりと云ふ者あり、されど其の代りとして日本國民は萬國に冠絶せる神聖豊富なる歴史仍ち精神的寶藏を有してゐる、苟も日本國民たる者此寶藏を求めずして専ら他を求むるの愚を敢て爲すべきであらうか。

卷尾に藤田東湖の「正氣歌」を載し以て先輩の耿耿たる意氣を汲まむことす

天地正大氣 粹然鐘神州 秀爲不二嶽 魏巍聳千秋 注爲大瀛水
 洋洋還八州 發爲萬朵櫻 衆芳難與儔 煉爲百鍊鐵 銳利可斷鑿
 蕤臣皆熊羆 武夫盡好仇 神州孰君臨 萬古仰天皇 皇風洽六合
 明德侔太陽 不世無汚隆 正氣時放光 乃參大連議 侃々排瞿曇
 乃助明主斷 烇々焚伽藍 中郎嘗用之 宗社磐石安 清磨嘗用之
 妖僧肝膽寒 忽揮龍口劍 虜使頭足分 忽起西海颶 怒濤殲胡氣
 志賀月明夜 陽爲鳳輦巡 芳野戰酣日 又代帝子屯 或投鎌倉窟
 憂憤正喟々 或伴櫻井驛 遺訓何慇懃 或殉天目山 幽囚不忘君
 或守伏見城 一身當萬軍 承平二百歲 斯氣常獲伸 然方其鬱屈
 生四十七人 乃知人雖亡 英靈未曾泯 長在天地間 隱然叙彝倫
 生當雪君冤 復見張綱維 死爲忠義鬼 極天護皇基

孰能扶持之 卓立東海濱 忠誠尊皇室 孝敬事天神 修文與奮武
 誓欲清胡塵 一朝天步艱 邦君身先淪 頑鈍不知機 罪戾及孤臣
 孤臣困葛藟 君冤向誰陳 孤子遠墳墓 何以謝先親 荏冉二周星
 唯有斯氣隨 嘘予雖萬死 豈忍與汝離 屈伸付天地 生死復奚疑
 生當雪君冤 復見張綱維 死爲忠義鬼 極天護皇基

昭和三年九月二十二日印刷
昭和三年九月二十七日發行

精神教育参考續其一奥附

定價金貳拾五錢

教 育 總 監 部

發 行 者 東京市麹町區飯田町二丁目五十二番地

香 月 鐘

財團

法人

偕

編纂部

振替東京

電話九段

自一七、四〇〇番番地

至二、一五六〇番番地

一

印 刷 所 印 刷 者

東京市麹町區紀尾井町三番地

東京印刷

株式會社

麹町出張所

小 桐 新 太 郎

▼廣 告 ▲

財團法人偕行社編纂部出版圖書

參謀本部編纂
日本

戰史

桶狹間役

全二冊 代價金壹圓參拾錢
送料十二錢

姊川役

全二冊 同

金貳圓五拾錢
送料十二錢

三方原役

全二冊 同

金貳圓四拾錢
送料十二錢

長篠役

全二冊 同

金貳圓武拾錢
送料十二錢

中國役

全二冊 同

金壹圓八拾錢
送料十八錢

山崎役

全二冊 同

金貳圓六拾錢
送料十二錢

柳ヶ瀬役

全二冊 同

金壹圓拾錢
送料十二錢

小牧役

全二冊 同

金壹圓武拾錢
送料十八錢

九州役

全二冊 同

金壹圓四拾錢
送料十八錢

關ヶ原役

全三冊 同

金壹圓四拾錢
送料二十四錢

大阪役

全三冊 同

金壹圓九拾五錢
送料三十九錢

小田原役

全一冊 同

金壹圓四拾五錢
送料三十八錢

朝鮮役

全三冊 同

金八
送料六

沼田步兵大尉編著

參謀本部編纂
日本

獨戰史

參謀本部編纂
同

西川中將著

參謀本部編纂
西伯利出征私史

全一冊 代價金八拾

送料八
送料六

代價金五拾

送料一圓六十二
送料一圓六十二

錢

東京九段坂上

政局

振替貯金口座

參謀本部編纂
新史

全一冊 代價金壹圓參拾錢

送料十
送料六

錢

東京九段坂上

政局

振替貯金口座

參謀本部編纂
部

全一冊 代價金壹圓參拾錢

送料十
送料六

錢

參謀本部編纂
露戰史

同

參謀本部編纂
土戰史

全四冊

代價金拾四圓卅
送料一團三十二
錢

參謀本部編纂
露戰史

同

參謀本部編纂
獨戰史

全六冊

代價金六圓八拾
送料五十四
錢

參謀本部編纂
露戰史

同

參謀本部編纂
獨戰史

全附六冊共

代價金六圓八拾
送料五十四
錢

參謀本部編纂
露戰史

同

參謀本部編纂
獨戰史

全附六冊共

代價金六圓八拾
送料五十四
錢

818
700

終

